

令和 8 年第 1 回湧別町議会

定 例 会 会 議 録

令和 8 年第 1 回湧別町議会定例会会議（第 1 日）

令和 8 年 3 月 4 日湧別町議会会議場に招集された。

1 応招議員は次のとおりである。

1 番 高 田 映 二	2 番 村 瀬 直 由	3 番 大 野 真 紀
4 番 竹 林 直 人	5 番 姉 崎 正 弥	6 番 檜 山 洋 一
7 番 関 野 一 良	8 番 村 川 勝 彦	9 番 小 形 秀 和
10 番 下 田 英 人	11 番 脇 坂 敏 夫	

2 不応招議員 なし。

3 出席議員は次のとおりである。

1 番 高 田 映 二	2 番 村 瀬 直 由	3 番 大 野 真 紀
4 番 竹 林 直 人	5 番 姉 崎 正 弥	6 番 檜 山 洋 一
7 番 関 野 一 良	8 番 村 川 勝 彦	9 番 小 形 秀 和
10 番 下 田 英 人	11 番 脇 坂 敏 夫	

4 欠席議員 なし。

5 地方自治法第 121 条の規定により議案の説明のため出席を求めた者及び説明の委任を受けて本 会議に出席する者は、次のとおりである。

町長 加藤政弘、副町長 細川徳之、教育委員会教育長 阿部勉、総務課長 坂本雄仁、総務課
参事 中川友広、企画財政課長 井上道也、企画財政課未来づくり担当課長 斉藤健悟、住民税
務課長 岩瀬昌幸、農政課長 宮本則幸、農政課参事 山川渉、商工観光課長 大口貢、建設課
長 北林孝之、建設課参事 細川聡、会計管理者 松下一彦、出納課長 松下一彦、水道課長 出
口幹敏、水道課参事 細川聡、福祉課長 前野和憲、健康こども課長 大塚幸夫、健康こども課
児童支援担当課長 牧村宣幸、水産林務課長 青山賢治、総務課総務グループ主幹 穴戸和幸、
総務課広報・自治会グループ主幹 渡辺武文、総務課情報防災グループ主幹 宮坂達也、企画財
政課企画財政グループ主幹 佐藤誠一、企画財政課未来づくりグループ主幹 渡辺政行、企画財
政課未来づくりグループ主幹 廣井隆志、企画財政課財政グループ主査 峯田実、住民税務課住
民生活グループ主幹 西堀真琴、住民税務課税務グループ主幹 坂田桂樹、農政課農政グループ
主幹 竹中寿、商工観光課商工観光グループ主幹 鹿野峰志、商工観光課商工観光グループ主幹

稲田宏司、商工観光課商工観光グループ主幹 柴田信嘉、建設課管理グループ主幹 藤直樹、建設課管理グループ主幹 宇佐美大我、福祉課湧別庁舎窓口グループ主幹 松浦稔智、福祉課福祉グループ主幹 鈴木俊一、福祉課高齢介護グループ主幹 秋葉国宏、福祉課高齢介護グループ主幹 大西美樹、健康こども課医療グループ主幹 片桐圭輔、健康こども課子育て相談グループ主幹 杉森伸一、健康こども課健康相談グループ主幹 宮本義久、健康こども課健康相談グループ主幹 杉森伸一、健康こども課児童支援グループ主幹 鈴木大地、教育総務課長 佐藤美貴、教育総務課参事 綾部雅一、教育総務課給食センター所長 根子敏男、社会教育課長 西海谷巧、社会教育課参事 中島一之、教育総務課教育管理グループ主幹 大西久践、教育総務課学校教育グループ主幹 大西久践、社会教育課社会教育グループ主幹 藤本祐司、社会教育課図書館長 中島一之、社会教育課ふるさと館 J R Y 館長 中島一之、農業委員会会長 吉村智之、農業委員会事務局長 吉松智弘、選挙管理委員会委員長 高橋直司、選挙管理委員会事務局長 坂本雄仁、選挙管理委員会事務局次長 宍戸和幸、代表監査委員 水野豊、監査委員事務局長 近藤康弘、監査委員事務局次長 藪悟志

6 本会議の書記は、次のとおりである。

議会事務局長 近藤康弘、事務局次長 藪悟志

会 議 に 付 し た 事 件

別 紙 日 程 表 に 記 載 の と お り

令和 8 年第 1 回 湧別町議会定例会

議事日程（第 1 日）

令和 8 年 3 月 4 日

日程第 1		会議録署名議員の指名
日程第 2		会期の決定
日程第 3		諸般の報告
日程第 4		行政報告
日程第 5	再議第 1 号	湧別町新庁舎建設計画の凍結を解除する是非を問う住民投票条例の制定の再議について
日程第 6	議案第 1 号	令和 7 年度湧別町一般会計補正予算
日程第 7	議案第 2 号	令和 7 年度湧別町国民健康保険特別会計補正予算
日程第 8	議案第 3 号	令和 7 年度湧別町後期高齢者医療特別会計補正予算
日程第 9	議案第 4 号	令和 7 年度湧別町介護保険特別会計補正予算
日程第 10	議案第 5 号	令和 7 年度湧別町水道事業会計補正予算
日程第 11	議案第 6 号	令和 7 年度湧別町簡易水道事業会計補正予算
日程第 12	議案第 7 号	令和 7 年度湧別町下水道事業会計補正予算
日程第 13		令和 8 年度町政執行方針
日程第 14		令和 8 年度教育行政執行方針
日程第 15	議案第 8 号	湧別町こども家庭センター条例の制定について
日程第 16	議案第 9 号	湧別町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
日程第 17	議案第 10 号	湧別町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 18	議案第 11 号	湧別町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 19	議案第 12 号	湧別町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 20	議案第 13 号	湧別町上湧別リバーサイドゴルフ場条例の一部を改正する条例の制定について

開 会 宣 告（１０：００）

○議 長 ただいまの出席議員は11名でございます。

これより令和８年第１回湧別町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程でございますが、皆様のお手元に配付しております日程により会議を進めたいと思いますので、よろしくご協力をお願いいたします。

なお、発言のときはマスクを取っての発言をお願いいたします。

日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、９番、小形君、10番、下田君を指名いたします。

日程第２、会期の決定を議題といたします。

去る３月３日、議会運営委員会が開催されておりますので、議会運営委員長よりその結果を報告をお願いします。

１番、高田君。

（議会運営委員長結果報告）

○議 長 ご異議ありませんか。

○全 員 （異 議 な し）

○議 長 よって、本定例会の会期は本日から３月12日までの９日間とすることに決定いたしました。

日程第３、これから諸般の報告をいたします。

事務局長をして報告をいたさせます。

局長。

○議会事務局長 諸般の報告を申し上げます。

今定例会に提出されております案件は、町長提出といたしましては条例10件、予算14件、人事２件、その他３件であります。

また、議会側といたしましては承認２件であります。

次に、議案等説明員の関係であります。今定例会に議案等説明のため出席を求めた執行者と執行者の委任を受けて出席する職員は、お手元に配付してあります報告書のとおりであります。

次に、去る２月27日の令和８年第２回町議会臨時会終了後から本日までの議会及び委員会活動等についてご報告いたします。

２月28日、遠軽町において自衛隊入隊予定者壮行激励会が開催され、これに議長が出席いたしております。

３月１日、北海道湧別高等学校において第71回卒業証書授与式が挙行され、これに議長が出席いたしております。

３月３日、遠軽町において遠軽地区広域組合議会定例会が開催され、これに

議長及び関係議員が出席いたしております。

同日、第4回議会運営委員会が開催されました。

なお、本定例会におきまして広報作成などのため随時写真撮影を行いますので、ご了承願います。

以上で諸般の報告を終わります。

○議長 長 これで諸般の報告を終わります。

日程第4、町長の行政報告を行います。

町長。

○町長 行政報告を申し上げます。

今回は、行政報告1件でございます。令和7年国勢調査についてでございます。昨年10月1日を基準日として令和7年の国勢調査が全国一斉に実施されました。国勢調査は、統計法に基づき、日本に住んでいる全ての人、世帯を対象とした国の最も重要な統計調査であり、第1回調査は大正9年に実施されています。今回の調査は22回目となり、人口や世帯数、男女別、産業別の人口構成、居住状況などを明らかにするために実施しております。調査の結果でございますが、現時点における町の独自集計としては本町の人口は7,538人で、前回の令和2年調査より732人の減で8.9%の減となっております。これを地区別で見ますと、湧別地区は3,477人で前回より326人の減、上湧別地区は4,061人で前回より406人の減となっております。また、世帯数は605世帯で、前回より87世帯の減で2.4%の減となっております。地区別で見ますと、湧別地区は1,637世帯で前回より2世帯の増、上湧別地区は1,968世帯で前回より89世帯の減となっております。今回の調査結果における減少の主な要因としては、少子化の進行と若年層の町外転出などによるものと考えられます。

調査員の皆様には大変ご苦勞をおかけしましたが、大きなトラブルもなく無事調査を終了することができました。調査員の皆様のご苦勞に対し、心から感謝を申し上げる次第です。

以上で行政報告を終わります。

○議長 長 これで行政報告は終わりました。

日程第5、再議第1号を議題といたします。

事務局長をして議案の朗読をいたさせます。

局長。

○議会事務局長 再議第1号 湧別町新庁舎建設計画の凍結を解除する是非を問う住民投票条例の制定の再議について。

○議長 長 2月27日に議決した議案第1号 湧別町新庁舎建設計画の凍結を解除する是非を問う住民投票条例の制定は、町長から地方自治法第176条第1項の規定によって再議に付されました。町長から再議に付した提案理由の説明を

求めます。

町長。

(町長提案理由説明)

○議 長 これから質疑を行います。

4 番、竹林君。

○4 番 前回の臨時議会において議案が可決されたことに関して町長が今回再議ということで本日再び話し合われることになりますが、質疑でございますので、質問をさせていただきます。

3つの再議をなされた理由をおっしゃっていました。1番、2番、3番でおっしゃっていた1番の理由は、確かに理解ができます。前提条件であると読み取れるものが変わってしまっている中で、これは住民投票するということは正しくないのではないのかという、そういった趣旨だったかと思われます。ただ、住民投票を目指す活動をしたのが1月の6日でしたか、そのときに町長に住民の署名を集めさせてほしいという申出を団体のほうからさせていただいたかなというふうに考えております。つまり町長は、住民投票を願う住民がいて、これから住民投票が行われる可能性がある物事に対して当時はまだこちらの起債が行う可能性があったにもかかわらず、その動きを先んじて牽制、またはとどめるために1月末をもって契約の解除をなさいました。これでは理由とするためには自分で止めておいて、なくしておいて、理由がなくなったから、住民投票はやるべきではない。これではマッチポンプになってしまうのではないのかというふうに考えるのですが、その辺りはいかがでしょうか。

○議 長 町長。

○町 長 答えたいと思います。

私は、選挙当選してからこの契約解除については粛々として手続を進めてまいりました。ですから、当然のことながらそういう住民の動きを察知してこの契約を解除したことではございませんので、当初からそのように私は申し上げておりますので、ご理解願いたいと思います。

○議 長 4番、竹林君。

○4 番 ご答弁ありがとうございます。町長今おっしゃったとおり、町長当選なさってから一貫してそのように粛々と進めていらっしゃるということは私も議場でお伺いしておりますが、今質問させていただいたのは一般のこの議会を見ている町民の方々からしてみるとあまりに強引に進めているように見えるなというふうな意見がありましたので、ご質問させていただきました。この件に関しては、ここで終わらせていただきます。

もう一点ご質問させてください。恐らく本日、この情勢でございます。廃案になる可能性が高いと私は今現状見ております。そんな中、いろんな住民から

文句を言われてしまう、もしくは風当たりが強くなってしまう可能性もあった中、声を上げた今20代、30代、40代の方たち、実際今活動している町の未来に関して声を上げた方たちに何かお言葉をいただけますでしょうか。よろしくお願いいたします。

○議 長 町長。

○町 長 お答えします。

住民投票に向けて活動されたことは、私も真摯に受け止めてまいりたいと思います。重く受け止めております。それは、決して否定するものではありません。ただ、私は選挙後、これまで申し上げましたとおり私の民意に従ってこの凍結ということを進めてきましたので、一連は法的な手続あるいは議会の皆様と一般質問をしながら進めてきましたので、ご理解をいただきたいと思います。

○議 長 9番、小形君。

○9 番 町長は、粛々と進めてきたと、こう言っておられます。12月の議会でもある一議員から早く解除してほしいという、その言葉、それは一般質問の中から出た言葉で、それを早く解除してほしいと、はい、そのとおり私はやりたいというようなことを言いましたけれども、議会とは何も討論だとか、そういうのは行っていないと思うのです。そういうことに対してまちづくり懇談会等でも議員が分からない内容だったり質問しようとしたときに、他の人から議会でやれとよく言われたのです。議会では何もやっていないのですよね、そのことに対して。町長は、最初の議会でも所信表明を延ばしたりだとかたしかやって、なかなか町長の考えがよく分からない中で進んで、一般質問を受け付けて、その中でそれに従いますと、私はやりますと言っただけで、私たちは何も知らないうちにどんどん進んでいったという気がするのです。

12月の25日に青年が町長室を訪ね、言ったそうです。そのときに町長は、4年後のことは君たちが考えてやってくださいみたいなことを言ったということで、その言葉に対して青年たちは一言も返す言葉がなかったというようなことを聞いております。そのことだとか、町長は先ほどから住民投票は間違っているというようなことを言っておりますけれども、自治法に基づいて住民投票を行っているわけです。それも50分の1を超える数の人が1週間程度で集めた数字が616筆という数字であります。町長は、その616筆を今回の意見書の中や何かでも、青年たちの行動を非常に重く受け止め、敬意を表すと、最大の敬意と深い重要性をもって向き合うという強い意志を示しながら、最後にその町長の対応が再議、これは何を意味しているのか分かりません。重要と受け止めて、この616という数字は町会議員がトップ当選した票より多いのですよ、町長。それが町長の言う言葉一つで言うと確かに、先ほど言いましたけれども、基本的に町長は重く受け止めていると、尊重していると、敬意を払うと言っている。それ

に対して出た答えが再議とは何ですかという私には疑問がある。

自治法に基づく住民投票は、住民自らの意思でできる唯一の方法なのです。それを町長の最大の権限である再議という言葉を使って遮っていいものかどうか。それは権利はありますよ、町長には。住民の意思はどうなるのですか、616名の。その人方は、地域を証明し、身分を証明し、身分といいますか、そこに存在していることを証明し、閲覧にも値して、そういうことをやってきている人なのです。その616筆の票を町長の権限一つで奪っていいのですか。それが町長の考える民主主義ですか。私たちは、民主主義で議会をやっております。今まで民主主義は、議会の中でも過半数という言葉が多く使われております。私は、小さい頃から民主主義は過半数を制したものが制するという言葉で教わってきました。町長も同じ時期に育っていますから、そういうことではないのでしょうか。過半数の議員が賛成したものが通らない議会は、この議会は何を意味するのですか、何を決めるのですか。いつでも再議にかけられますよね、そういうことになりますと。そういうことはどうなのでしょう。私は、民主主義は何のためにあるのか、過半数ということは何のためにあるのか町長にお伺いしたいと思います。

いろいろ入っていますけれども、ひとつよろしく願いいたします。

○議長 町長。

○町長 小形議員の質問にお答えしたいと思います。

私は、これまで同様にこれまでの運動、それから住民の意思は重く受け止めたいと思っております。これまでも議会で所信表明、または一般質問で私の思いを皆様にお伝えしております。また、まちづくり懇談会でも、賛否両論はありましたが、私は自分の公約、それに従って皆様に説明を果たしたというふうに思っております。契約の解除については、これは議決をしないでも契約解除ができるというふうに法的な整理がなされておりますので、私はこれまで一連の手續を踏まえて行ってきたしております。

私は、民意は選挙において示されたものであり、私は庁舎建設凍結を公約に掲げ、選挙で信任をいただきました。住民投票制度は法的な位置づけではありますが、選挙直後に同一の争点で改めて意思を問うのが制度の趣旨に合致するのかは慎重な検討が私は必要であるというふうに考えておりますので、どうかご理解をいただきたいと思います。

○議長 9番、小形君。

○9番 理解できません。

○議長 すみませんけれども、今回再議の審議でございますので……

○9番 だから、再議の中に書かれてあることを言っているのです。

○議長 だから、条例については前回の臨時議会で可決しておりますので、

今回再議に出されたことについての質疑をお願いします。

○ 9 番 だから、再議に書かれてあることで町長はこの条例の住民投票の重さだとか説明しておりますけれども、住民投票の過半数、他地域では過半数、2分の1というのがありますという意見書を前に付しております。今回もあまり低い投票率だとそのていをなさないということを述べられておりますが、過半数ということは有権者の2分の1ということでもあります。2分の1は三千何百票なのです。町長が当選した票でさえ過半数を超えていないのですよ。湧別町の町長選は、投票率79.5%でした。なおかつ、それを分かったのかどうか、後であまり投票率が低いとそのていをなさないようなことをまた書かれておりますけれども、そのようなことが分かっているのであれば、町民の意思の30%ぐらいでも両方が投票すると60%になるのです。過半数を超えるのです。なぜ2分の1と書かれたのか、そのときのこともちょっとお伺いしたいと思いますけれども、再議に関しましてはもう町長が出されておりますので、そこでは私たちは賛成を幾ら言っても多分可決されないのだと思いますけれども、今後再議に関してまだまだ再議を出されるお気持ちもあるのかどうか、ひとつお伺いしたいと思います。

○ 議 長 町長。

○ 町 長 再議について私は慎重に臨みたいと思っております。先ほど住民投票の成立要件に係る投票率の件でございますが、これについては私も全国的な傾向で2分の1を定めている条例が多いという、そういう傾向をお示したもので、必ずしもそれが成立要件であるということは考えられないのかなというふうに思っております。

以上です。

○ 議 長 9番、小形君。

簡潔にひとつお願いします。

○ 9 番 住民投票条例の過半数、全国的にそういうことがあるということでもありますけれども、この住民投票条例を仮に行った場合にはいろんな方法があって、片方の人が出てこないと投票率は下がるのです。だから、過半数だとかといって、仮に40%しか町長選でも投票しない人が片方の人ymarつきりボーコットするとそれはもうていをなさないのですよ、賛成の人が幾ら票を入れても片方の反対の人が入れないと。そういうことも考えて投票率の低下だとか言ったのかどうか、もう一度お聞きしたいと思いますし、再議について今後町長の権限として予算だとかに関しても再議が何かあるようですので、その辺町長はどういうふうに考えているか、ちょっとお聞きしたい。

○ 議 長 町長。

○ 町 長 先ほど申し上げましたとおり、私は再議についてはこれは慎重に

臨みたいと思っております。

それから、投票率につきましては、これは条例のつくり方ですから、湧別町にとってどの条例の条文がふさわしいのかということは、それは議論を尽くす必要があるというふうに考えております。

○議 長 5 番、姉崎君。

○5 番 再議に関しての質問です。町長は、町長選の頃から、そして当選後も引き続き町民の声に耳を傾けていくという意味を強く表されています。その中で、今回住民投票条例として有権者の約10分の1にも当たる600名を超える有権者の方々から提出されました住民投票条例であります。その中で町民の声を聞くと言っておられる中で、町議の中でも過半数を占め、町議としてはこの条例に賛成をしているということではありますが、今回再議をなさるということで3分の2の議決が必要となります。このときにお聞きしたいのは、これでは町民の声を聞くのではなくて、町議の、しかも少人数の声を聞くことに当たらないかということをお聞きしたいです。よろしくお願いいたします。

○議 長 町長。

○町 長 答えします。

署名、そして議会の議決は私は、繰り返しになりますが、重く受け止めてまいりたいと思っております。民意は、選挙によって示されたものであります。これは、皆さんご承知かと思えます。私は、庁舎建設凍結を公約に掲げて選挙で皆様の信任をいただきました。住民投票条例は、法的な位置づけでございます。ただ、選挙直後に、私も前町長も同一の争点で選挙を行ってまいりました。公約を掲げてまいりました。選挙直後に同一の争点で改めて意思を問うのが制度の趣旨に合致するのか、私は慎重な検討が必要かと思っております。

○議 長 5 番、姉崎君。

○5 番 町長選によって民意が示された。これは、確かなことでございます。ただし、町長選の内容が今でもこの火種となっているのかと思えます。町長選の中で、加藤町長側と言ってもいいのか分かりませんが、庁舎を建てると国民年金受給額が下がる、水道額が上がる等うわさが流れたのもまた事実でございます。それをくみして加藤町長側に投票された方も多いというのも、これもまた事実でございます。このことを考えると、果たして町長選、これが全て民意と言えるのか、これが庁舎建築に対しての意思表示として投票されたのかどうか、これは甚だ疑問でございます。今回町長選を民意と示し、町議の議決を再議かけられるということになりますと、それでは議会としての存在意義が果たしてあるのかということになってしまいます。このように議会を軽視されず、過半数を超えた住民投票条例が提出された、これをしっかりと受け止め、再議をなさらないという判断があることが望ましかったように思います。今回こ

のように再議にかけられたことを残念に思います。ちょっと質疑とはなっておりませんので、これで終わりで大丈夫です。

以上です。

○議 長 そのほかに質疑ありませんか。

○全 員 (な し)

○議 長 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

8 番、村川君。

○8 番 ただいまいろいろなご意見を聞いていて、本来討論をしないと思ったのですが、議員の責任上討論させていただきます。私は、本条例に反対の立場で討論いたします。

本条例の制定は、直近の町長選挙において加藤、刈田両候補が公約として掲げた新庁舎建設に関する賛否は実質の住民投票であるという明確な焦点の下に実施されました。その結果、賛否の民意が反対多数と明確な形で示され、加藤政弘氏が新町長に当選いたしました。町民である我々は、この民意を強く受け止め、尊重することが民主主義の基本であると考えます。これまでに私は、公平な意見を求めるために住民投票条例の提案を発議しましたが、否決されました。また、住民の方々が住民の意見を問うべきと住民投票の署名活動を行い、2,057名が署名をし、議会に住民投票条例を提出いたしました。議会は、議員全員で総務委員会に付託し、3対1で住民投票条例を受理することに決定しましたが、本会議においてこれを否決しました。このことは、民主主義の根幹を揺るがす結果であります。これが住民から負託を受けている議員の行動なのか、残念でなりません。議会は良識の府であり、まちづくりのために、住民福祉の向上のために適切な判断で住民のための議会の役割を果たすべきと考えます。今まで2度の住民投票条例案を否決してきた議員がこの条例案に賛成したとすれば、議会としての機能は果たさなくなったと言っても過言ではないと考えますので、このような住民投票には反対をいたします。

終わります。

○議 長 次に、賛成の方の発言を許します。

9 番、小形君。

○9 番 ただいま村川議員より二千何名の署名のことがありましたけれども、あれは請願でありまして、その内容等は精査しないでいただきたいというお願いを付して上げられたものであります。内容がどんなものか、何名がどういうふうになっているのか分かりません。精査しないでくれということがありましたので、それをまず付け加えておきたいと思います。

私は、住民投票条例に賛成の立場でお話ししたいと思います。住民投票条例

請求者は建設は約30億円の負担で60億円の資産を取得できる、将来の投資だと考えているということで、それに対して町長は合併債は補助金ではなく借金であると言っております。確かに合併債は、有利な借金であります。元利償還金の40%が交付税算定される仕組みで、起債の残高は増えますが、国の支援が受けられるということでもあります。有利な起債を活用し、償還に負担がかからなくなるよう考えて運用するのが町であり、町長たる者が行うべきことではないのでしょうか。昨年の12月25日に青年の数名が町長室を訪問して会話したときに、町長は4年後は皆さんで考えてくださいとおっしゃられたということその青年たちから聞きました。なぜ新庁舎建設を凍結しなければならないのか、私は理由に苦しんでおります。

町長、あなたは議員のとき、中湧別のTOM周辺に庁舎建設の構想を持たれていたように記憶しております。それは、どこにいったのでしょうか。中湧別町は華やかだったと話されてもいました。もう40年以上前のことでもあります。現在は、日本全体が人口減少の影響を受け、湧別町も近隣町村も、日本全体が同じような状況下にあります。町長、あなたは湧別、上湧別の当初の合併協議会時、総務課長として協議を進行してきたように記憶しております。合併の最終形態は、1つの庁舎を中心に2つの町にある同じような施設を統廃合し、1つの町として発展していくことを念頭に置いて平成最後の合併の道を選択したのではなかったのでしょうか。町長、あなたが就職した庁舎はほこりが降ってきた庁舎だったそうですね、演説会の中でそういうことを言われております。私たちの誰もがそのようなことを改善すべく、便利なこと、近代的なこと、効率がよいこと、環境によいことなどの近代的な生活を送ることを将来の目的として努力し、研さんし、励んでいるのではないのでしょうか。考えに考え、考え抜いた末に結論を出したのなら、それに従ってさらなる高みを目指していくのが私たちの歩みたいものであります。今できることは今したほうがよい、今が最良のときです。ただし、時代に沿いながらさらなる高みを目指す、これがあってこそだと私は考えております。

町長には湧別町の将来を見据えた展望を考えながら行政を行っていただきたいと考えております。町長、あなたの将来には何が見えるのですか、湧別町の将来は何があるのですか。先を語っていただきたいと思います。12月25日に町長室を訪問したのは20代、30代、40代の青年であり、現役ばりばりです。将来の負担は、町長室を訪問した彼らが払うのです。将来の負担を払う世代が合併推進債を活用して湧別庁舎の建設をお願いしますと言っているのがこの住民投票条例の基であります。町長は、その彼らに4年後は皆さんで考えてくださいと言っていたのです。ここ数年の湧別町は基幹産業の1次産業などの景気が一番よいときでもあります。これからどうなっていくか分かりません、戦争等も

ありまして。今できない庁舎ならいつできるようになるのですか、町長の考えを伺いたいものです。

民主主義は過半数、過半数の議員が賛成したものが通らない議会は何を意味するのですか、町長は町長と議会とが切磋琢磨しながら上っていくようなことを言っておりますが、もう既に、そこには到達しておりません。その段階ではありません。もう差がついております、議会と町長との。民主主義の過半数は何のためにあるのですか。町長が全て正しいのですか。民主主義とは何ですか。町長にお伺いしたいものです。効率で考えている。効率が全て正しいのか。民主主義というものはそういうものではないのでしょうか。それを超えるところにも民主主義はあるのでないのでしょうか。町長、あなたは直接請求を非常に重く受け止め、敬意を表すと言っておられます、この文書の中で。住民に委ねると対立や分断を深めるおそれがある。住民にその判断を責任を押しつけるのではなくと言っております。今回の住民投票条例は、50分の1の請求でできる数をはるかに上回る616筆の町民の有効署名とともに自治法にに基づき直接請求されたものです。町民616名の自らの意思で住民投票に臨んでいます。判断と責任を押しつけるのではなくと言いますが、町民が自発的に選んだ町民に与えられた権利であります。町長選挙の有効投票数の1割弱の町民がそれを望んでいるのです。町民に住民投票の賛否を聞きたいと望んでいるのです。これは、長期議員のトップ当選の数字をはるかに超えるものであります。はるかにとは言えません。超えるものであります。町民自ら50分の1の請求できる数を超えて集めたものであります。

青年の行動に驚いて慌てたのか、町会議員のときの請願書が提出された議会で否決されたことへの反発なのか、自治法に基づき提出された今回の住民投票条例の投票の結果の取扱いについて町長及び町議会が投票の結果を尊重しなければならないというこの規定に問題があったとでも考えているのでしょうか。町長選で480票の差で当選させていただきましたと町長は前の意見書でも書かれておりますが、住民投票で町長となられたあなたは、青年たちの行動を非常に重く受け止め、敬意を表すという絶大な最大の敬意を払いつつも深い重要性をもって向き合うという強い意志を示しておりますが、その町長の対応が再議選択とは驚きに堪えません。

私は、私たち新庁舎建設に賛同した者として今回の住民投票条例に賛成をいたします。

○議 長 これで討論は終わります。

これより再議第1号 湧別町新庁舎建設計画の凍結を解除する是非を問う住民投票条例の制定の再議について採決します。

この採決は、起立によって行います。

さきの議決どおり決定することについては、地方自治法第176条第3項の規定により出席議員の3分の2以上の同意を必要とします。出席議員は11人であり、その3分の2は8人です。

さきの議決のとおり決定することに賛成の方の起立を願います。

(賛成者起立)

○議長 ただいまの起立者は7人です。出席議員の3分の2以下であります。

したがって、再議第1号はさきの議決のとおり決定することは否決されました。

よって、さきの議案第1号は廃案となりました。

11時まで暫時休憩します。

休 憩 宣 告 (1 0 : 4 7)

再 開 宣 告 (1 1 : 0 0)

○議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第6、議案第1号を議題といたします。

事務局長をして議案の朗読をいたさせます。

局長。

○議会事務局長 議案第1号 令和7年度湧別町一般会計補正予算。

○議長 提案者の説明を求めます。

企画財政課長。

(企画財政課長提案理由説明)

○議長 昼食のため午後1時まで休憩します。

休 憩 宣 告 (1 1 : 4 7)

再 開 宣 告 (1 3 : 0 0)

○議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第1号の質疑を行います。

9番、小形君。

○9番 歳出の24ページ、下段のほうの湧別庁舎維持管理に要する経費の燃料費85万2,000円、また42ページにも保健福祉センターに要する経費で燃料費48万1,000円というのが載っております。取りあえず今言った24ページと42ページに燃料費ということで載っておりますけれども、燃料費意外と下がっているのかなという気がしていたのですけれども、追加になっているのは単価の上昇分と聞いているのですけれども、単価の設定とか、なぜ燃料が安い感覚がするのに上がったのか、その辺ちょっとお伺いしたいと思いますけれども。

○議長 企画財政課長。

○企画財政課長 燃料の単価の関係でお答えをさせていただきます。

予算上の計上の仕方なのですが、ちょうど予算編成の時期と、また価格が変動しますので、上昇するか下がるかというのは分からないので、ある程度のその時点で見た価格があるのですけれども、そこと差異が出てくると、あと今回上がっていない施設もありますけれども、12月で補正した分もありますけれども、その計上している差額の差と、あと実際に使う量によって今回3か所の増額が出たということになりますので、燃料の予算で上げる単価を設定する時期等もちよっと絡んでいるということでご理解をいただきたいと思います。

○議長 長 9番、小形君。

○9番 私たちも単価の設定時期ちょっと分からないのですけれども、いつ頃といつ頃と年に何回やっているのか、時期が分かれば教えていただきたいと思います。

○議長 長 企画財政課長。

○企画財政課長 予算に計上する単価の設定は、10月、11月頃のものをもって予算を積み上げていきますけれども、あと町が燃料費入れる場合には4月1日に契約するのですけれども、その都度上昇しますので、何回というのは言えないのですけれども、結構な回数上がったり下がったりというのを繰り返しているということで、そのときの状況によって価格は違うということでご理解をいただきたいと思います。予算に上げているのは大体10月から11月の価格をめどにして設定をして予算を計上しているということになります。

○議長 長 9番、小形君。

○9番 ありがとうございます。基本的に業者がこれでは採算合わないといったときに再度価格交渉してそれで単価を決めるということにある程度なるということですか。10月、11月に値段を決めて運用していて、もしか問題なかったら最後までいき、業者がそれで採算合わない、こちらも下がっているのではないかと、その交渉の間でまた変わっていくということでしょうか。

○議長 長 企画財政課長。

○企画財政課長 まず、単価の設定して予算を組むのですけれども、あとは実勢に応じて価格が上がったり下がったりしますので、それに基づいて支出をしていって、足りなくなった場合には増額補正をするということで、まず当初組んだ予算総額で運用していって、途中で価格も単価も上下しますが、それに基づいてやって、足りない場合は今回のように増額補正というふうになりますので、ご理解をいただきたいと思います。

(「もう一つ」の声あり)

○議長 長 3回なので。

(「3回やっちゃった」の声あり)

○議 長 4番、竹林君。

○4 番 すみません、自分の勉強不足のせいで分からないところがあるので、ちょっと教えていただきたいのですけれども、歳入の14ページのところで、ふるさと応援寄附金マイナス2億円というふうになっておりまして、恐らくこれに対応するところが歳出のほうで24ページのところのふるさと納税推進に要する経費が対応して下がっているというような感じだと思うのですけれども、ごめんなさい、これって予算のときに想像していたより寄附金が少なかったという理解でよろしいのでしたっけ。すみません、お願いします。

○議 長 企画財政課未来づくり担当課長。

○企画財政課未来づくり担当課長 ふるさと納税の予算の見方でありましてけれども、令和7年の当初予算においては寄附金の額をこれまでの実績等も踏まえながら2億円ということで設定をさせていただきました。そして、昨年11月臨時会のときにいろいろな強化策を持ったということで5億3,000万までの寄附見込額を達成を見込んだわけですが、今回それまでの見通しが無いということで3億3,000万に減額補正をさせていただきました、それに見合う歳出、返礼品ですとか、手数料ですとか、委託料ですとか、そういった部分も寄附額に応じた補正予算を組ませていただいているという内容でございます。

(「歳出やって歳入あると思ったんで、歳入のほう1つだけちょっと質問したいんですけど、駄目ですか」の声あり)

○議 長 9番、小形君。

○9 番 すみません。歳入の12ページ、建物貸付収入で上がっておりますけれども、町が改修して建物貸し付けて、入っている人がいるということなのですか、この建物の件数とこの貸付けの状態です。何か月だとか、そういう期間なのか、それとももうちょっと長く4か月、5か月とかって貸しているのか、その辺の貸している時間と貸している戸数をちょっと教えていただきたいなど。

○議 長 企画財政課未来づくり担当課長。

○企画財政課未来づくり担当課長 小形議員のご質問にお答えいたします。

この歳入、12ページの建物貸付収入の関係で企画財政課長の説明の中で空き家活用住宅利用料ということで説明をさせていただいたと思います。この建物につきましては、令和6年度の予算の中で住宅改修を行いまして、それを町のほうで10年間借り上げて貸付けを行うという住宅施策の一つでございまして、この入居が昨年の6月に住宅改修が終わった後公募いたしまして、入居者が決まったということであります。そこから月々の金額を6万円の家賃をいただきまして年間の、年間といいますか、令和7年度の収入ということで増額をさせ

ていただく内容でございます。貸付戸数は1棟、1軒という内容でございます。
以上でございます。

○議 長 7番、関野君。

○7 番 ちょっと私の勉強不足あるかもしれませんが、分かる範囲で教えてください。別冊番号2番の2款総務費、5目財産管理費、ページ数でいきますと24番ですか、右側のほうの(3)の基金に要する経費1億8,588万9,000円かな、今7年度末で湧別町で基金、種目ごとに分かる範囲で教えてもらえばありがたいなと思っております。

それと、次のページの26ページの新庁舎等整備に要する経費3,353万9,000円のその下に委託料で3,353万9,000円、これ前に設計委託を中止したということによって払うやつが出てくるのかな、全額払わなければならないのだ。

(「違う、減額、やめたことによる減額」の声あり)

○7 番 そのことを私ちょっともう少し勉強しようと思っているのですが、分からぬ部分があるので、分かる範囲で差し支えない範囲で教えていただければありがたいなと思います。

○議 長 まず、基金の関係をお願いします。

企画財政課長。

○企画財政課長 基金の残高ということでよろしかったでしょうか。

(「基金ごとに」の声あり)

○企画財政課長 新年度予算の資料にもお配りはしているのですが、番号で言いますと14番の6ページになるのですが、残高ということであれば、もし今手持ちであるようでしたら、それで代えさせていただいてもよろしいですか。

(「いいですよ」の声あり)

○議 長 総務課参事。

○総務課参事 関野議員のもう一点の質問についてご回答いたします。

新庁舎整備事業に係る設計委託業務料ですが、今回3,353万9,000円減額しております。企画財政課長のほうからの説明にありましており、令和7年度当初予算については1億7,769万9,000円を予算措置しておりましたが、今回中途解除ということで3,353万9,000円の減額で1億4,416万円が補正後額となっております。この内訳については、建築設計、先ほどの建物の設計業務については3,300万円の減額、もう一つ、執務環境プランという委託業務を行っております。そちらについては53万9,000円の減額という形で、両方足した3,353万9,000円が本年の1月31日をもって契約解除したことによって契約額から減額になったものということになってございます。

○議 長 7番、関野君。

○ 7 番 経費は払うけれども、結局何もやらないのですよね、どぶに捨てるみたいなお金ですよね。違うのですかね、私の理解間違っていますか。

○ 議 長 総務課参事。

○ 総務課参事 関野議員おっしゃるどぶに捨てたようなものではないかというのは議員のお考えなのかもしれませんが、町としてはこのたび中途解除して、当初目的としていた設計業務の完了までは至っておりませんので、当初の完成したものというのはございませんが、もちろんやっていただいた部分についての成果品、そこまでの成果品いただけたらあれですが、納めていただくものは納めていただいておりますので、今後そこについてはどのように活用していくかというのは今後また検討が必要と思いますが、ただただ無駄に捨てたというわけではないと考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○ 議 長 7 番、関野君。

○ 7 番 その辺町民にもきちっと分かるように、何でやめて、それだけお金払って、そして成果品と言いますけれども、ペーパーですよね、成果品というのは、あるのは。それを何か利活用するわけでないから、別に。そのお金を町民の血税で払うわけでしょう、そして何も活用されないということのないように、きちっと町民に分かるように説明してほしいなと思いますので、いかがですか。

○ 議 長 町長。

○ 町 長 関野議員にお答えしたいと思います。

成果品は受け取っておりますので、これまでも私議会に対してもその都度説明をしております。今後に向けてこの成果品について含めて説明を、広報等を通じて説明してまいりたいと考えております。

○ 議 長 5 番、姉崎君。

○ 5 番 60ページにございます町道維持管理に要する経費で除排雪業務委託料が追加で1,800万円計上されておりますが、例年と比べてどの程度出動が多いのかお聞かせください。

○ 議 長 建設課参事。

○ 建設課参事 姉崎議員のご質問にお答えいたします。

天候が相手ですので、毎年同じ回数というわけでは当然ありません。雪の多い年、雪の少ない年、毎年状況は変わります。そんな中で、大体ですけれども、平均すると12月が4回、1月が11回、2月が12回、3月が8回というのが過去6年間の平均であります。それで、今年は12月が非常に雪が多くて吹き込みの状況があったということですので、12月は7回、1月が4回、2月も4回出ていると、金額でいきますと12月は非常に多くて約5,100万ほどかかったということですので、結果的に予算不足になる見通しとなることから、増額をお願いしてい

るという中身でございますので、ご理解いただきたいと思います。

○議 長 5番、姉崎君。

○5 番 今建設課参事からございました平年の回数と比べますとトータルの出動回数のほうは少なくなる見込みなのかなとも見受けられるのですが、ここで予算との差異が出るというか、むしろ増額するという根拠は何ゆえなのでしょう。

○議 長 建設課参事。

○建設課参事 天候が相手ですので、必ずしも回数だけで決まるわけではございません。大した降っていなくても風が、雪の降雪がなくて風だけの吹き込みの場合というのも多々ありまして、必ずしも回数と天候だけで決まるというわけではございません。特に湧別地区は海沿いの地形でして、特に吹き込みが多い。東地区ですとか川西地区、信部内地区は特に風が強い地区でして、降雪がなくても吹き込んで除雪に回るといのが多々ありますので、私申し上げたのは全車一斉に出動するという回数でして、先ほど申し上げた吹き込みの回数はこれには、全車出ない部分的な吹き込みというのは先ほど私申しました回数には含まれておりません。そういうことで吹き込みが非常に多いと金額もかさむという中身でございますので、ご理解いただきたいと思います。

(「関連」の声あり)

○議 長 4番、竹林君。

○4 番 今の姉崎議員の質問に関連なのですけれども、かかり過ぎとか、そういう意味ではなくて、昨今人件費の上昇結構あると思うのですけれども、こちらの費用の上昇にそういった人件費とか単価の上昇というのは関連しているのでしょうか、説明願いたいと思います。

○議 長 建設課参事。

○建設課参事 人件費、燃料費は除雪にも大きく影響しております。特に人件費です。人件費は、北海道の作業員ですとか運転手の単価を使用しているのですけれども、毎年上昇しております。毎年によって額は違うのですけれども、運転手の単価は毎年500円から800円ぐらいだと思いますけれども、毎年上がっております。燃料も上がっておりますし、結果として除雪の単価も微妙に毎年上がっているという中身でございますので、ご理解いただきたいと思います。

○議 長 6番、檜山君。

○6 番 何点か聞きたいと思いますが、説明があつた中でもちょっと聞き漏らしたり書き切れていない部分があるので、同じようなことを聞くかもしれませんが、お願いいたします。

まず、24ページのふるさと納税推進に関することで3億3,000万ぐらい減額というようにことだったと思うのですが、なぜこんなに減額となったのか、もら

えなかったからといえはそれなのですが、何か特別な理由といえますか、そういうところがあるのか、まず教えていただきたいと思います。

それから、46ページへ行きまして、遠軽地区広域組合で4億4,600万ほどの減額になっています。じん芥処理費の負担の関係ですが、これは多額な減となっていますが、この減となった内容をもう少し教えていただければということで思っています。

それから、48ページですが、穀類の乾燥調製貯蔵の関係で9,700万円の減となっています。これについても事業の減となった内容、これらを教えていただきたいと思います。

それから、52ページ、町有林事業の工事請負費で町有林事業1,800万ほど減額となっていますが、これは作業ができなかったということなのですが、なぜできなかったのか、この理由もお願いをいたします。

○議長 企画財政課未来づくり担当課長。

○企画財政課未来づくり担当課長 檜山議員の24ページ、ふるさと納税の推進に要する経費の減額の理由についてご説明をさせていただきますが、先ほど竹林議員のご質問の中にもありましたように、当初予算において2億円の寄附を見込みまして、11月の臨時会において5億3,000万に寄附額を上方修正をさせていただきました。そこで、この上方修正をしたまじり1つ目の理由といたしましては、本年、令和7年度の地域力創造アドバイザー事業の中でふるさと納税の強化に関する助言を求めるという業務が含まれております。その助言の中で、昨年総務省の基準改正がありまして、ポイント付与の禁止という部分の駆け込み需要をまず見越したことによってホタテを核としたふるさと納税の強化戦略を展開するということでその上方修正を行ってまいりました。その強化戦略という部分については、1つ目に湧別漁協さんから多大なご協力をいただきましてホタテ加工品の在庫数の確保、これをまずさせていただきました。というのも、海産物に関しては価格の上昇が非常に高まっておりますので、一括して上がる前に商品を確認して寄附の増加に努めていこうという一つの流れであります。もう一つが価格、先ほど申しました価格を小売の価格ではなくて寄附を多く集めている自治体の価格を例に取りまして、取引価格を下げていただくというか、取引価格が下がることによって寄附額が下がりますので、そういったところでのお得感を出すという戦略であります。もう一つが商品の拡充ということで、ホタテの言ってみれば訳あり品を商品ラインナップに加えていただきまして、欠けですとか割れですとか、そういったところを商品ラインナップとして出していただいたということが大きな一つであります。もう一点が物流の見直しでありまして、先ほど申し上げましたように一括購入をして首都圏の倉庫に保管することによって送料を湧別町から発送するよりも抑えることによって

経費が抑えられるので、そういった取組をするということで5億3,000万にまずそこで上方修正をしたところであります。

今なぜ2億円下がったかという部分については、先ほど説明の中で申し上げました部分で価格上昇することを見越して一括して商品、返礼品を押さえていたものですから、その返礼品分がまだはけていないというか、在庫としてまだ残っている部分がありまして、その部分が寄附の見込みとして2億円相当分残っているということで3億3,000万に減額補正をしているという内容であります。ですので、その2億円分は今後はけていくことによって寄附が入ってくるという中身での減額の理由となっておりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長 住民税務課長。

○住民税務課長 続きまして、檜山議員からのページとしては46ページです。ごみ焼却施設等に要する経費における遠軽地区広域組合負担金4億4,674万2,000円の減額の内容についてのご質疑に対しましてお答えいたします。

遠軽地区広域組合が運営します遠軽クリーンセンターやリサイクルセンターの維持管理費のほか、広域組合で湧別町福島に現在建設中の一般廃棄物最終処分場の建設費に対する本町分の負担金となります。4億円を超える大幅な減額につきましては、本来令和7年度までの完成を予定しておりました最終処分場の工事工程が遅れまして、工期を令和8年度までに延長したことによる建設費の次年度への持ち越し分でございます。工期の遅れの要因としましては、雨が降ったり、あとは出水があったり、そういったことで掘削作業が困難なため作業が遅れたと、その遅れた作業も、さらに大規模な土木工事になりますけれども、冬期間に実施することが難しかったということで、そういった面で工期が延長されているということでございます。

以上でございます。

○議長 農政課長。

○農政課長 続きまして、資料48ページの穀類乾燥調製貯蔵施設整備事業補助金の9,700万円減の件について説明させていただきます。

こちらは、先日も重点項目で説明させていただきました湧別農協主体の小麦乾燥貯蔵施設の7年度、8年度で事業を行う初年度の結果になります。それで、当初の設計時の国の対象となる経費の部分が当初15億100万円を見ていました。その後入札行った結果12億7,000万円となりました。それによって入札後の落札額というのが2億3,000万落ちました。それに伴って国の間接補助分、当初は2億4,450万円を見ていたところ1億5,500万に国の間接補助分は下がりまして、それで8,950万が国の間接補助分は落ちました。あと、町の単独補助分も当初は4,000万見ていたところ3,250万に下がりまして、750万の減となりました。その2つを合わせまして9,700万の今回減額の補正とさせてもらっております。

以上です。

○議長 水産林務課長。

○水産林務課長 檜山議員のご質問にご回答させていただきます。

資料52ページになります。52ページの中段の町有林管理に要する経費の中の工事請負費、町有林事業1,853万8,000円の減額補正についてご説明いたします。先ほど企画財政課長の説明でもありましたとおり、町有林の間伐事業を中止してございます。中止した原因につきましては、5月の2日の日に入札の案内を7者の事業所に通知をいたしました。既に国有林事業及び民有林事業を請け負っていて、町有林の事業の入札に参加できないということで7者全てからお断りの連絡が来ました。そういうことで、その後業者等と打合せをさせていただいて工期をずらしてでも応札できないかということで協議をさせていただきましたが、もう既に事業契約している部分が多いということで請け負うだけの人的な余裕、また日数の余裕もないということで、今回最終的には10月まで協議させていただきましたが、どの業者も応札はできないという回答をいただきましたので、今回トドマツ22ヘクタールの間伐事業を中止させていただいたということで、まずここで1,000万ほどの減額となつてございます。そのほか800万の内訳につきましては、実際の事業面積の縮小と入札による執行残という中身でございまして、ご理解いただきますようお願いいたします。

○議長 6番、檜山君。

○6番 それでは、まずふるさと納税の関係でお聞きをいたします。

商品をより湧別のもを安価にして、また魅力あるものを出していくという考えで一括購入したというようなことだと思ふのですが、それで2億分を今在庫で持っていますよということだと思ふのですが、これらについて商品の管理、そういう部分ではしっかりできる形になっているのか、そしてこれらが8年度で使われることになると思ふのですが、その辺の見込みをまずお聞きをいたします。

それから、52ページの町有林の関係で1,000万が間伐ができなかったと、業者の受けてもらえるところが応札を受けれないという状況であったということですが、町有林については施業計画に基づいて進めていると思ふのですが、これが来年以降にずれ込んでいくという形になると思ふのですが、その辺の執行に問題はないのかお聞きをいたします。

○議長 企画財政課未来づくり担当課長。

○企画財政課未来づくり担当課長 檜山議員の再質問にお答えいたします。

今商品の管理についてのお話かと思ひました。その部分については冷凍の加工技術も加工場の完成によりまして上がっているという部分もございまして、きちんとした商品管理をしていただいております。その部分については、しっ

かりした管理をしていることでありまして、令和８年度においてそういった寄附の期待が持てるのではないかというふうに捉えております。

以上でございます。

○議 長 水産林務課長。

○水産林務課長 檜山議員からの２回目のご質問についてご回答させていただきます。

町有林の施業計画に影響ないのかという部分のご質問かと思えます。令和７年度に中止いたしましたこの間伐事業につきましては、令和８年度以降に状況を鑑みて実施したいというふうに考えております。その中で、令和８年度につきましてはちょっと別な箇所、先に実施したい箇所がございますので、そちらを優先させていただきました中で令和９年度以降の実施で検討させていただきたいというふうに思っておりますので、ご理解のほどをよろしくお願いいたします。

○議 長 ６番、檜山君。

○６ 番 先ほどちょっと聞き漏らしてしまったのですが、ふるさと納税の商品の管理の関係、これはどこで管理をいただいているのか、漁組さんという形になるのか、中間業者というか、そういうところになっているのか、その辺もちょっと教えてください。

○議 長 企画財政課未来づくり担当課長。

○企画財政課未来づくり担当課長 檜山議員のご質問にお答えいたします。

商品の管理の部分については、漁協さんのほうと中間代行のほうと商品の出方によって調整をしている部分がありますので、保管の割合はちょっと今承知しておりませんが、そういったところで責任持ってもらって管理をいただいておりますので、ご理解いただきたいというふうに思っております。

（「関連よろしいですか」の声あり）

○議 長 ７番、関野君。

○７ 番 先ほど檜山議員質問しておりましたけれども、町有林の関係で旧湧別町と旧上湧別町で今どのぐらい町有林の面積持っているのか、それと植生の割合はどんなものが植生が多いのか、分かる範囲で教えてほしいと思うのですけれども、いかがですか。

○議 長 今の質疑については補正関連とちょっと離れているものですから、もし必要であれば担当課のほうへ行ってお聞き願いたいと思います。

ほかに質疑ありませんか。

○全 員 （ な し ）

○議 長 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

○全 員 (な し)

○議 長 討論がございませんので、本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

○全 員 (異 議 な し)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり決定いたしました。

日程第7、議案第2号を議題といたします。

事務局長をして議案の朗読をいたさせます。

局長。

○議会事務局長 議案第2号 令和7年度湧別町国民健康保険特別会計補正予算。

○議 長 提案者の説明を求めます。

健康こども課長。

(健康こども課長提案理由説明)

○議 長 これから質疑を行います。

7番、関野君。

○7 番 議案第2号別冊の関係の8ページの4款保健事業費です。今湧別町で、私もちょうど団塊の世代なのですけれども、今75歳以上の男女ってどのぐらい人数いるのか、この方がこれから恐らく認知症だとかになっていくと思うので、特定健診の関係にいくと思うので、分かる範囲で教えていただければと思いますので、分かりますかね、75歳以上の男女、ここで分かりますか。なければ後からお伺いしに行きます。

○議 長 申し訳ありません、この補正予算についての質疑ということですので、その辺については担当課のほうで聞いていただければと思っております。

ほかの質疑ありませんか。

○全 員 (な し)

○議 長 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

○全 員 (な し)

○議 長 討論がございませんので、本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

○全 員 (異 議 な し)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり決定いたしました。

日程第8、議案第3号を議題といたします。

事務局長をして議案の朗読をいたさせます。

局長。

○議会事務局長 議案第3号 令和7年度湧別町後期高齢者医療特別会計補正予算。

○議長 提案者の説明を求めます。

健康こども課長。

(健康こども課長提案理由説明)

○議長 これから質疑を行います。

○全員 (なし)

○議長 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

○全員 (なし)

○議長 討論がございませんので、本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

○全員 (異議なし)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり決定いたしました。

日程第9、議案第4号を議題といたします。

事務局長をして議案の朗読をいたさせます。

局長。

○議会事務局長 議案第4号 令和7年度湧別町介護保険特別会計補正予算。

○議長 提案者の説明を求めます。

福祉課長。

(福祉課長提案理由説明)

○議長 これから質疑を行います。

9番、小形君。

○9番 14ページでいいのかなと思うのですけれども、生きがいデイサービス等の介護予防事業委託金が減り、それから任意事業の緊急通報システム事業委託料が150件から……

○議長 小形議員、ちょっと聞こえづらいので、もうちょっと大きな声で聞こえるようにお願いします。

○9番 14ページの介護予防事業委託料が少なくなっていて、生きがいデイサービス等の事業が減ったということですか、それと任意事業による緊急通報システム事業委託料が150件から110件になったということでありまして、けれども、お年寄りが増えていて、多分増えているのではないかと思いますけれども、これから増えていくのに介護予防だとか、人が減ったり、またなぜ減っているのかというのと、今後またこの予算したやつが次年度だとか、前年度

はこれでよかったのだと思うのですけれども、来年度からまた同じような予算になるとか、その辺の予想といいますか、これから上がり下がりありながら増えていくのだとか、その辺ちょっと分かれば教えてほしいのと、それから緊急通報システムに関する情報の委託料は150件から110件に減っているのです。これは、町でたしか緊急通報するというやつのことだと思うのですけれども、これも40件ほど減っているのです。この緊急通報システム事業委託料というのは、これボタンか何かで設置してくれといった人が設置して押すようなことになっている。これがまた時代に合っているかどうかというのもちょっとあれなのですけれども、その辺ちょっとお伺いしたいなと思います。時代に合っているものなのか、あるいは携帯等があるから減ってきているのか、またどんどん減る傾向にあるのか、その辺ちょっと教えてください。

○議長 長 暫時休憩します。

休 憩 宣 告（14：05）

再 開 宣 告（14：15）

○議長 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第4号の答弁から続けます。

福祉課長。

○福祉課長 答弁が遅くなり申し訳ございません。小形議員の質問にお答えいたします。

まず、1点目の高齢者が増えているのになぜこの生きがいデイ、それから緊急通報システム、これの利用者が減っているのかという部分でございます。高齢者の数でございますけれども、一般的に高齢者、65歳以上ということになってございまして、これの統計数字を見ますと平成の29年度あたりから高齢者自体の数としては減ってきているというのが現状でございます。したがって、今回減額しているわけなのですけれども、この部分利用も減ってきているということから減額となつてございます。それで、次年度の予算はどうかという部分でございます。確かに高齢者人口は減ってきているのですけれども、この部分、生きがいデイですとか緊急通報システムにつきましては高齢者のための事業でございまして、ある程度ゆとりを持って予算措置をさせていただく予定となつてございます。したがって、令和8年度につきましても同じ程度の件数を見込んでいくということでございますので、この点ご理解をいただきたいというふうに思います。

それと、もう一点、この緊急通報システムの関係でございますけれども、近年携帯電話が普及しているのにこの利用はどうかということでございますけれども、この緊急通報システムにつきましてはおおむね65歳以上の独り暮らしの高齢者、または高齢者の夫婦世帯で日常生活に不安があるような方を対象

としておりまして、確かに携帯電話のほうは普及はされているかなというふうには思うのですけれども、依然高齢者宅というのはやはり固定電話しかないという方もいらっしゃるしまして、そういった部分も含めましてこの緊急通報につきましては固定電話を介した通報装置ということで、今回というか、これまでも予算措置をさせていただいてございます。また、この緊急通報装置ですけれども、電話回線を介して札幌市の業者に通報が行くシステムというふうになってございまして、緊急ボタンもそうですし、そのほかにも熱センサー、ガスセンサー、それから煙センサー、これも連動しておりまして、これらの関知した場合も電話回線を通じて札幌の業者に行くという、通報が入るという中身になってございますので、今後におきましてもこの通報装置、高齢者の部分もありますので、電話回線を通じたこの緊急通報装置をまた予算計上して令和８年度以降も継続していきたいというふうに考えてございますので、ご理解いただきたいというふうに思います。

○議長 長 ほかに質疑ありませんか。

○全員 (なし)

○議長 長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

○全員 (なし)

○議長 長 討論がございませんので、本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

○全員 (異議なし)

○議長 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり決定いたしました。

日程第10、議案第５号を議題といたします。

事務局長をして議案の朗読をいたさせます。

局長。

○議会事務局長 議案第５号 令和７年度湧別町水道事業会計補正予算。

○議長 長 提案者の説明を求めます。

水道課長。

(水道課長提案理由説明)

○議長 長 これから質疑を行います。

７番、関野君。

○７番 議案第５号別冊に行きます。８ページの水道施設費です。工事請負費、芭露４号橋、これがマイナスの４９７万６,０００円、そして芭露８号橋、これがマイナスの２６０何万ですか、ですけれども、これは今工事やって減額しているということなのだけれども、実際工事単価は高いと思うのだけれども、そ

の辺何ら関連はないのですか。普通もっと高いと思うのだけれども、マイナス修正しているのです。

○議 長 水道課長。

○水道課長 関野議員の工事費の内容についてのご説明が足りなかったと思いますので、もう一度ご説明させていただきます。

今回芭露の4号配水管と8号配水管、移設工事を予定していましたが、北海道が実施しています橋梁工事が遅れていることで今年度僕らが予定していた部分について完了が見込めなくなったものですから、一度補正で落とさせていただいて、来年また計上させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議 長 ほかに質疑ありませんか。

○全 員 (な し)

○議 長 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

○全 員 (な し)

○議 長 討論がございませんので、本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

○全 員 (異 議 な し)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり決定いたしました。

日程第11、議案第6号を議題といたします。

事務局長をして議案の朗読をいたさせます。

局長。

○議会事務局長 議案第6号 令和7年度湧別町簡易水道事業会計補正予算。

○議 長 提案者の説明を求めます。

水道課長。

(水道課長提案理由説明)

○議 長 これから質疑を行います。

7番、関野君。

○7 番 水道事業関係でございますけれども、これいくとかけ離れるとは思ってはおりませんけれども、水道料収入と、それで全て賄われているのか、それから足りない分は一般会計から繰入れしているのか、その辺ちょっと教えてください、分かる範囲で。勉強不足でありますので。

○議 長 今簡易水道会計で、水道事業のほうは違うのですけれども。

(何事か声あり)

○議 長 簡水のことでいいのですね。

(「いいですよ、簡水だけで、分かる範囲で教えてください」)

い」の声あり)

○議 長 水道課長。

○水道課長 関野議員の今一般会計からいただいているお金はあるのかというご質問になろうかと思えますけれども、赤ナンバー7の議案第6号別冊、1、2ページにありますとおり一般会計負担金として今回189万8,000円を追加させていただくものでして、トータルでは3,362万1,000円となっております。この部分は収支が取れないということで一般会計からいただいているお金ということになりますので、この部分は水道料金で賄えていない料金という形になろうかと思えます。

それと、先ほども申しましたとおり、簡易水道にはございませんが、資本的支出でも出資金としていただく場合がございますので、そちらについてもよろしく願いいたします。

○議 長 7番、関野君。

○7 番 当年度だけで約3,300万の赤字、マイナス、一般会計から繰入れ。今後ともやっぱり基本的には足りない分は水道利用者から徴収するのではなくこれからも一般会計から繰入れしていく考えなのかどうか、ちょっとその辺。加藤町長、どうですかね。

○議 長 副町長。

○副町長 関野議員のご質問にお答えします。担当課長が申し上げましたように必要な部分で水道料で賄えない部分は出てくると思いますので、その点については当面は一般会計からご負担をいただいて運営していく形になるかと思えます。ただ、水道の使用料とか、そういった部分については検討していかなければならないということは踏まえておりますので、その点ご承知おきをいただきたいと思います。

以上でございます。

○議 長 7番、関野君。

○7 番 今副町長から検討している云々ありますけれども、速やかに検討してください。いつまでも一般会計から繰入れしていいというわけではない。基本的にはやっぱり国保であろうが健康保険であろうが独立採算が基本ですから、その辺ひとつよろしく願いします。

○議 長 副町長。

○副町長 水道事業だけではなくて、ほかの手数料もございますので、その辺の兼ね合いもございますから、水道だけを見直すという考えではなくて、いろんな手数料含めて将来的に必要なときに必要な検討をしながら対応してまいりたいと、そのように考えてございますので、ご理解のほどよろしくお願いします。

○議長 長 ほかに質疑ありませんか。

○全員 (なし)

○議長 長 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

○全員 (なし)

○議長 長 討論がございませんので、本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

○全員 (異議なし)

○議長 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり決定いたしました。

日程第12、議案第7号を議題といたします。

事務局長をして議案の朗読をいたさせます。

局長。

○議会事務局長 議案第7号 令和7年度湧別町下水道事業会計補正予算。

○議長 長 提案者の説明を求めます。

水道課長。

(水道課長提案理由説明)

○議長 長 これから質疑を行います。

○全員 (なし)

○議長 長 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

○全員 (なし)

○議長 長 討論がございませんので、本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

○全員 (異議なし)

○議長 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり決定いたしました。

日程第13、町長より令和8年度町政執行方針の申出がありますので、これを許します。

町長。

○町長 長 それでは、令和8年度町政執行方針を申し上げます。

初めに

令和8年第1回湧別町議会定例会の開会に当たり、町政執行に臨む私の所信と予算編成の概要を申し上げ、町民の皆様、並びに議員の皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

私は、昨年11月に湧別町長として就任し、町政の重責を担わせていただくこ

とになってから早くも3か月が経過しました。

こうして、町民の皆様、並びに議員の皆様に対し、私の1期目の町政執行に当たっての所信の一端を申し述べるができますことは、誠に光栄であります。

私は、町民の皆様から寄せられた声にしっかりと耳を傾け、負託をいただきました4年の任期の中で、「ここに住んで良かったと、心から思える湧別町」を目指し、誠心誠意取り組んでまいります。

町政を取り巻く諸情勢です。

我が国の経済情勢であります、「景気は、米国の通商政策による影響が自動車産業を中心にみられるものの、穏やかに回復しているとされ、先行きについては、雇用・所得環境の改善や、各種政策の効果が緩やかな回復を支えることが期待されるが、今後の物価動向や米国の通商政策をめぐる動向などの景気を下押しするリスクには留意が必要であり、金融資本市場の変動などの影響に引き続き注意する必要がある。」とされております。

政府は「経済財政運営と改革の基本方針2025」において、「新しい資本主義」の実現と題し、賃上げを中心に成長型経済へ移行し、実質賃金の上昇を目指すとともに、少子高齢化や人口減少、地方経済の活力回復などを掲げることを掲げております。

地方財政においては、国及び地方のデジタル共通基盤の整備・運用の推進、防災・減災対策、国土強靱化の推進はもとより、物価高を踏まえた公共事業や施設管理、公的サービスなどにおける価格転嫁の推進などや、地域を支えるインフラ施設の適切な管理、地域医療提供体制の確保などのための取組を強化するとしております。

このような状況の中にあっても、「第3期湧別町総合計画」の理念である「人と自然が輝くオホーツクのまち」の実現を目指し、まちづくりの礎となる計画を円滑に推進していくため、限られた財源の有効活用を図りながら、行財政運営全般にわたり厳しく見直しを行うとともに、必要な町民ニーズに応えられる財政運営を行ってまいりたいと考えております。

それでは、令和8年度において、私が取り組む「主要な施策」の推進について、第3期湧別町総合計画の5つの分野別大綱に沿って申し上げます。

初めに、『1. 安全・安心で快適に暮らし続けられるまちづくり』について申し上げます。

住宅環境の整備と定住促進を目的に、持家の奨励や子育て世代・転入者への支援を強化しており、現在、第2はまなす団地の分譲のほか、旧湧別小学校跡地で宅地造成工事を実施するなど、引き続き定住しやすい環境づくりに取り組んでまいります。

また、水道・下水道は、生活に欠かすことのできない大事なライフラインでありますので、有収率の向上と大規模な漏水事故を未然に防ぐため、本年度より複数年かけて漏水調査を実施し、経営の安定化を図ってまいります。

空き家対策については、空家等対策計画に基づき、空き家の除却及び流通に加え、空き家所有者への意識啓発を進めてまいります。

令和7年度で終了予定である「空家等除却推進事業」については、令和10年度まで延長し、引き続き、空き家対策に取り組んでまいります。

移住定住については、二地域居住専用サイトの立ち上げや、子育て世代を対象とした移住イベントを通じ、地方への移住希望者への情報発信を強化してまいります。

3年目を迎えた保育園留学制度では、都会で暮らすご家族からご利用いただき、好評を得ております。

本町に滞在中には、都会とは異なる自然環境や開放感、季節ごとの魅力を体験いただき、関係人口の創出に努めてまいります。

高規格道路旭川・紋別自動車道については、遠軽上湧別道路の早期開通、それ以降の新規事業化に向け、引き続き期成会と共に要望活動を行ってまいります。

公共交通

交通弱者と言われる児童生徒の通学や、高齢者の方々の通院・買物などの移動手段を確保するため、引き続き町営バスや乗合ハイヤーの効率的な運行に努めるとともに、庁内プロジェクトチームでの検討結果を踏まえて、さらなる充実を図ってまいります。

交通安全については、残念なことに、昨年12月10日に死亡交通事故が発生しております。

このため、交通事故死ゼロの新たには目標を300日に設定し、町民の皆様や関係機関などと連携を図りありのまま、交通安全思想の普及啓発に努めてまいります。

防災対策については、近年の激甚な被害をもたらすような自然災害が多発していることを踏まえ、全国瞬時警報システム（Jアラート）の整備のほか、食料などの避難所物資の計画的な備蓄など、防災体制の充実強化に取り組んでまいります。

次に、『2. 豊かな自然と産業がともに息づく活力あふれるまちづくり』について申し上げます。

農業については、生産資材などの価格高止まりによる影響を受け、その環境はますます厳しさを増している状況にありますので、より一層えんゆう農業協同組合及び湧別町農業協同組合との連携を深め、農業振興策を推進してまいり

ます。

畜産については、「湧別町畜産クラスター計画」に基づき、町内生産者や関係団体などと連携の下に、国の支援事業が再開した畜舎などの施設整備や機械導入を推進し、畜産収益性の向上を図ってまいります。

水産業については、加速する気象変動による海水温の上昇が、水産資源や生育環境に深刻な影響を与えており、水産物の生育不振や漁獲量減少につながることから、温暖化に対応した生産体制の確立を目指し、引き続き「つくり育てる漁業」の推進と漁業生産の安定確保に向け、湧別漁業協同組合と連携し、漁業振興策を推進してまいります。

さらに、湧別漁業協同組合の加工場などで就労する外国人技能実習生を確保するため、2棟目となる宿舍の建設事業への支援、また昨年度に引き続き、漁協が所有する中番屋地区導船物揚げ場の岸壁の補強・拡幅を行う整備事業への支援のほか、昨今の海水温上昇によりサロマ湖内でのホタテ稚貝の育成作業を水温の上昇を考慮して深夜より作業を行うことから、漁港や導船物揚げ場の安全管理と事故防止を図るため、漁港カメラを設置する事業に対し支援を行い、漁業生産の基盤施設の安定的な維持を図り、生産活動を推進してまいります。

林業については、町の総面積の55%を森林が占める広大な資源であり、森林資源の循環利用を進めておりますので、引き続き町有林の適正な管理と、活力ある森林づくりを行ってまいります。

また、遠軽地区森林組合と連携し、私有林の造林や保育事業などの森林整備に対する支援を継続してまいります。

さらに、森林の公益的機能の保全や林業担い手の確保、木育・緑化意識の向上は重要な課題であり、2年目となる森林資源活用プロジェクトでは、新たな森林管理体制の構築、バイオマスタウンとゼロカーボンシティの実現、地域人材教育の推進を目指し、国の交付金を活用しながら、引き続き取り組んでまいります。

商工業については、「起業支援事業」や「商業等店舗整備促進事業」、「小規模事業者施設等整備事業」が終了することを受け、商工会の要望に応じて新たに3つの制度を統合した補助制度を創設し、新規起業や事業継承への支援、人材育成を重点化するとともに、既存事業者への支援にも力を入れ、商工業の振興と地域経済の活性化を図ってまいります。

また、町内消費を促進する「愛町購買事業」は、住民の購買意欲を喚起し、消費促進を通じて地域循環型経済の活性化に大きく寄与しています。この取組の効果をさらに高めるため、事業を実施する商工会への支援を継続してまいります。

観光については、コロナ禍前を上回るペースで観光需要が回復しており、明

るい兆しが見え始めております。

このような状況の中、チューリップ公園をはじめとする町内観光施設の魅力を最大限に引き出し、持続可能な観光地づくりを推進してまいります。

特に、本平和開催されるチューリップフェアは、昭和62年の開始から40年を迎える節目となることから、歴史を振り返り、来園者が心に残る体験を提供するとともに、再訪したくなる魅力を発信してまいります。これにより町の観光価値を高め、地域全体の活性化を目指して集客に努めてまいります。

産業間連携については、湧別町産業間ネットワーク構成団体間の連携を強化し、情報共有・発信に努めるとともに、地場製品のブランド化や認知度向上を目的とした特産品PR事業を展開してまいります。

まちなか再生

文化センターTOM周辺の活性化については、一昨年から施設ごとの機能向上に関する検討を進めております。

本年度は「チューリップの湯」「上湧別百年記念広場」「中湧別駅跨線橋」の機能向上について、町民ワークショップを開催するなど、具体的な検討を進めてまいります。

次に、『3. 誰もがいきいきと笑顔で暮らせるぬくもりのあるまちづくり』について申し上げます。

子育て支援については、児童福祉法の改正に伴い、既存の「子育て世代包括支援センター」と「子ども家庭総合支援拠点」の機能を統一し、新たに「こども家庭センター」を令和8年4月より開設いたします。

また、妊娠期から子育て期における経済的支援を見直し、出産準備金の支給をやめて、代替事業として、3歳・6歳・15歳の入園、入学及び進学の前準備に3度にわたり祝い金を支給する「子育て応援祝金」や、ハイリスク妊婦に重点を置いた「妊産婦交通費等助成事業」を新たに創設いたします。

幼児教育・保育については、昨年度より改築工事を進めてきた芭露保育所を本年4月から利用開始いたします。また、改築した芭露保育所で「芭露キッズ放課後児童クラブ事業」を実施し、放課後の児童の生活環境を整備してまいります。

母子保健事業については、助産師を正職員として採用し、母乳相談など専門的なアドバイスやケアを身近な環境で適時に提供いたします。

また、育児パッケージプレゼント事業の内容の充実を図り、交付時期を妊娠中期と出産後の2回に分けてプレゼントをすることにより、継続的な伴走型支援を実施いたします。

地域医療を守り続けるため、町内の医療機関である「ゆうゆう厚生クリニック」、「曾我病院」及び町内の歯科医院に対して医療機器などの整備に対しまし

て引き続き支援をしてまいります。

令和7年度で事業終了となる入院病床の維持に関する補助に対しても、町内で唯一、入院病床を有する「曽我病院」に対しまして、引き続き支援をしてまいります。

障害者福祉については、町内で創作活動や生産活動、交流促進を提供する「地域活動支援センター」に、利用者が安全で快適に活動できるようエアコンを設置してまいります。

高齢者福祉については、現在、歩行困難でイヤーによる通院、または買物などを余儀なくされている高齢者に対してハイヤー料金を助成しておりますが、より一層の外出を支援するため、増額してまいります。

また、生活に不安を抱える高齢者に対し生活の場を提供しております高齢者生活福祉センター（亜麻の里）の居室にエアコンを設置し、入居者の安全かつ快適な生活の向上を図ってまいります。

次に、『4. 豊かな心とふるさとを愛する心を育むまちづくり』について申し上げます。

教育においては、子供たちが将来に希望を持てる学びを進め、教育環境の充実に力を注いでまいります。

全ての義務教育学校の普通教室や職員室、保健室などにはエアコンを整備済みであります。子供たちの学習・生活の場であるとともに、災害時の避難所としての機能を強化するため、本年度は学校体育館に空調設備を設置いたします。

また、GIGAスクール構想により令和2年度に整備した1人1台端末の更新を行い、学習環境の整備・向上に取り組んでまいります。

学校給食費については、令和8年4月より全国的に小学校の無償化が国の負担により実施されます。

本町といたしましては、子育て世帯の経済的負担を軽減するため、義務教育学校後期課程を含めて給食費の無償化を実施してまいります。

なお、教育委員会の所管行政に関する方針については、この後、教育行政執行方針において、教育長より詳細を申し上げます。

湧別高校魅力化

湧別高校については、1学年2間口の確保を目指し、町の重要施策として高校魅力化に積極的に取り組んでおります。

この成果が徐々に実を結び、令和8年度には6年ぶりに新入生が2クラス編制となる見込みで、北海道内外の遠方から「地域みらい留学生」が湧別高校へ入学することが見込まれております。

これらの留学生は、湧別高校卒業生の長谷川様からのご寄附により設立され

た「学生寮・Yura Yubetsu」で生活し、親元を離れて高校生活を送ることになります。生徒や保護者が安心して過ごせるよう、生活環境や管理運営体制を整備してまいります。

また、昨年10月に開設した公営塾では、専門スタッフが大学進学指導や学び直しをサポートしており、本年度も生徒のニーズに応じた指導を行い、生徒たちの学びのサポートをしてまいります。

国際交流については、友好都市であるカナダ・ホワイトコート町及びニュージーランド・セルウィン町との友好関係を推進してまいります。

なお、本年度の中高校生相互交流事業については、ホワイトコート町への訪問を予定しており、若い世代が国際的な視野を広げる貴重な機会を提供してまいります。

大学との連携については、北海道大学大学院教育学研究院と、小樽商科大学、北見工業大学の3大学との包括連携協定を締結しております。

これにより、それぞれの大学が持つ専門的な知見や強みを活用し、本町の教育、文化、スポーツ、人材育成、地域活性化などの分野で協力を深め、地域社会の発展に取り組んでまいります。

次に、『5. 町民一人ひとりが支え合い助け合う思いやりのあるまちづくり』について申し上げます。

自治基本条例に基づいた町政運営を職員と一丸となって進めてまいります。

この条例をみんなで守り育て、実効性を高めるため、自治推進委員会に諮問を行い、見直しと推進に向けた取組を行ってまいります。

「第3期湧別町総合計画」は、計画期間の中間年度になりますので、基本計画について実効性のある計画とするため、見直しを行ってまいります。

行政改革

社会経済情勢の変化に対応し、簡素で効率的な町政運営を推進するために「第4次湧別町行政改革大綱」を本年度中に策定し、「最小の経費で最大の効果」を目指し、経費削減、事務の改善・効率化を図るとともに、事務・事業の外部評価を含めた行政評価を実施してまいります。

公共施設

「湧別町公共施設等総合管理計画」及び「湧別町公共施設再配置実行計画」が、令和8年度で最終年を迎えることから、地域社会の実情に合った将来のまちづくりを進めるため、令和9年度を始期とする「湧別町公共施設等総合管理計画・再配置実行計画」の策定を進めてまいります。

また、学校統合によって閉校になった学校校舎の利活用についても検討を進めてまいります。

行政機能の集約

令和4年度から進めてきた行政機能の集約については、新庁舎整備の是非を争点に実施した昨年の町長選挙で、私は計画凍結を公約に掲げ、多くの町民の皆様よりご支援をいただき、町長の職責を担わせていただくことになりました。

私は、行政機能の集約は必要であるとは考えますが、現時点において多額の費用をかけて優先的に実施すべきではないと判断し、当面の間は、分庁舎方式を継続することといたします。

なお、現状の範囲内で行政効率を図るため、上湧別庁舎への一部集約を検討してまいります。そのため、上湧別庁舎では暑さ対策としてエアコンの設置や、トイレの改修、耐用年数を迎えた情報ネットワーク機器の更新などに取り組み、庁舎の延命化を図ってまいります。

また、質の高い行政サービスを維持・向上していくために、職員の計画的な採用や効果的な研修育成に努めると共に、労働環境の向上を図ってまいります。
多文化共生

本町には300名を超える外国人の方々が暮らしており、農業、水産業、福祉など様々な分野で地域を支えるかけがえのない存在です。

本年度も日本語の基礎を学ぶ「日本語学習講座」の開設、「日本語交流サロン」といった地域住民との交流の場を提供し、多様な背景を持つ方々が安心して暮らせる地域づくりを推進してまいります。

ふるさと納税については、令和7年度の寄附額は大幅に増加しておりますが、本年度は新たな返礼品開発への支援制度を導入し、地域資源を活用した返礼品の充実を目指すとともに、特産品などの販路拡大にも積極的に取り組んでまいります。

新年度予算は、限られた財源と我が町の保有する資源を有効に活用し、町民の福祉向上を最優先として編成いたしました。

なお、予算編成内容については、各会計予算書によりご説明申し上げますのでご理解をお願いいたします。

令和8年度における各会計の予算については、

一般会計	107億 700万円（対前年比1.7%減）
国民健康保険特別会計	14億1,590万円（対前年比2.4%減）
後期高齢者医療特別会計	2億2,400万円（対前年比23.4%増）
介護保険特別会計	11億5,990万円（対前年比0.2%増）
水道事業会計	3億 830万円（対前年比4.8%減）
簡易水道事業会計	1億5,630万円（対前年比1.9%増）
下水道事業会計	6億3,280万円（対前年比0.6%増）
7会計 合わせて	146億 420万円（対前年比1.2%減）

となりました。

結びに

以上、令和8年第1回湧別町町議会定例会に当たり、町政に臨む私の基本姿勢、主要施策の概要について述べさせていただきました。

私たちには、先人たちが幾多の困難に立ち向かい、守り育ててきた豊かな自然環境や、築き上げてきた歴史・文化を次の世代へ引き継いでいく責任があります。

人口減少や少子高齢化など、地方を取り巻く環境が厳しさを増す中であっても、「ここに住んでいてよかった」と実感できる魅力的な町であり続けるために、町民の皆様と共に、湧別町総合計画に掲げるまちづくりの将来像「人と自然が輝くオホーツクのまち」の実現を目指し、町政に取り組んでまいります。

町民の皆様、並びに議員の皆様の一層のご理解とご協力を心よりお願い申し上げます。令和8年度の町政執行方針といたします。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長 これで町政執行方針は終わりました。

暫時休憩します。

休 憩 宣 告（15：17）

再 開 宣 告（15：25）

○議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第14、教育長より令和8年度教育行政執行方針の申出がありますので、これを許します。

教育長。

○教育長 令和8年第1回湧別町議会定例会の開会に当たり、教育委員会の所管行政に関する主要な方針を申し上げます。

変化が激しく予測困難な時代の中、全ての子供たちが幸せで豊かな人生を送り、社会の担い手として成長していくためには、自分自身や多様な他者を価値ある存在として認める心や、変化を柔軟に受け入れながら判断し行動する力を身につける必要があります。そのためには、子供一人一人のよさや可能性を引き出すとともに、互いを尊重しながら他者と学び合う、誰一人取り残さない教育を進めることが大切であります。

また、子供から高齢者まで、全ての町民が喜びを感じながら、生涯にわたって学び続けられる機会を提供するための環境を整備していくことが重要であります。

教育委員会といたしましては、学校教育の柱を「知」・「情」・「意」・「体」・「郷土」と定めて、子供たちに、確かな学力、豊かな人間性、自らを律する心、健康と体力、郷土を愛し守る心をバランスよく育ててまいります。

社会教育にあっては、基本理念を「人、自然、ふるさとから学び、地域と共

に生きる」と定め、町民一人一人が生涯を通じて学び続け、その成果を生かし、充実した生活を送ることができる生涯学習社会の実現に努めてまいります。

このような考えの下、湧別町の教育目標を

- 1 社会に参画できる実践的な能力を育む
- 2 自他を尊重し、共に支える豊かな心を育む
- 3 自らを律し、自ら行動する積極的な心を育む
- 4 健やかな体と生命を尊ぶ心を育む
- 5 自然・環境を守り、伝統と文化を尊重し、郷土を愛する態度を育む

5つの教育目標を制定し、令和8年度に取り組む重点施策について申し上げます。

第1は、「小中一貫教育の推進について」であります。

本町全ての学校が義務教育学校となり、9年間の学びと育ちを連続させ、一貫した教育を進める基盤が整ったところであります。義務教育学校のよさを全ての教職員が認識し、共通の目標を持ち連携・協働することで子供たちの学びの連続性を高め、「生きる力」育成の充実を図ってまいります。

9年間を同じ仲間でも過ごす義務教育学校においては、子供同士が多様性を理解し合い、互いに安心して学び合うことのできる、良好な関係性が重要であります。教育活動の大半を占める授業において、全ての子供が安心して学ぶことのできる環境をつくるとともに、「授業づくりを核とした学校づくり」を推進してまいります。

また、3つの義務教育学校がそれぞれの特色を生かした学校づくりを進め、互いのよさを学び合うことで小中一貫教育のさらなる深化を図ってまいります。

幼児期から学齢期にかけての学びを接続することも重要であります。こども園や保育所と義務教育学校との連携や交流をさらに進めてまいります。

第2は、「学力向上の取り組みについて」であります。

本町の全国学力・学習状況調査での平均正答率は、昨年度前期課程で全国平均を超え、後期課程では全国平均に比べ若干低い状況にあるものの、各学校がこれまで取り組んできた授業改善の取組が一定の成果を見せております。

児童生徒が学びの目的やよさを実感し、生涯にわたって主体的に学び続けるための確かな学力を育むため、本年度も「学び合いのある学び」を基本とし、協働的な学びを充実してまいります。また、児童生徒の良好な人間関係を基盤とした、安心して学び合うことのできる授業づくりを支援してまいります。

これまでの授業研究の蓄積を礎に、3校が互いに交流し、切磋琢磨し合う研修体制の充実に取り組んでまいります。

第3は、「ICT教育について」であります。

児童生徒は日常においてタブレット端末を使いこなしており、日々の学習に置いてICTは必要不可欠なものとなっております。学習の充実と教育の質を向上させるため、本年度は令和2年度に整備した1人1台端末の更新を行うとともに、デジタル教科書の活用をより一層進め、子供たちにとって最適な学習環境が整うよう努めてまいります。

また、児童生徒の情報活用能力をより一層育成するため、教員向けICT研修の充実を図ってまいります。

第4は、「安全・安心な学校づくりについて」であります。

全ての義務教育学校の普通教室などにはエアコンを設置し、暑さ対策を行っておりますが、本年度より体育館に空調設備を計画的に設置し、体育の授業や部活動が安心して実施できるよう教育環境整備を図ってまいります。なお、関連予算につきましては、実施設計が3月末に完了いたしますので、額が確定次第速やかに補正予算を計上させていただきますので、よろしくお願いいたします。

また、児童生徒が安全に登下校できるよう学校と連携し、日々の通学路点検や「湧別町通学路交通安全プログラム」に基づく危険箇所の早期発見に努めてまいります。自転車通学者にはヘルメット着用を義務づけ、児童生徒の安全確保に努めてまいります。

第5は、「豊かな心と健やかな体の育成について」であります。

豊かな心と体を育むため、道徳授業の充実、自分自身のよさや多様な他者を認める心の醸成、コミュニケーション能力の向上に取り組むとともに、運動や規則正しい生活の習慣化など、子供たちが健やかに成長できるよう、指導の充実に努めてまいります。

いじめや不登校については、予防教育の推進と早期発見、家庭や関係機関と連携した迅速な対応を強化し、子供たちが安心して学校生活を送れるよう、組織の強化に努めてまいります。

また、教育相談や情報提供を充実させ、児童生徒個々の状況に応じた多様な学びの場を保障する対策にも取り組んでまいります。

第6は、「特別支援教育について」であります。

特別支援教育では、通常の学級における特別な支援を要する児童生徒や、特別支援学級の児童生徒へのきめ細やかな指導を継続し、安全・安心な学習環境の確保に努めます。

また、学校や関係機関との連携を密にし、保護者の支援や教育相談体制の充実を図ってまいります。

本年度も通級指導教室を上湧別学園とゆうべつ学園の2校で開設し、芭露学園につきましてはゆうべつ学園の教員が巡回指導してまいります。

第7は、「中高一貫教育について」であります。

令和7年度より町内全ての学校が義務教育学校となりましたが、後期課程と湧別高校との一貫教育を継続し、生徒同士の交流や、異年齢による活動など、6年間を通した効果的な一貫教育の推進に努めてまいりました。本年度は町内から湧別高校への入学者数がほぼ7割となっており、志望率が大幅に上昇いたしました。

今後は、生徒や教職員がより効果的に学び、活動できるための中高一貫教育体制の在り方などを検討してまいります。

第8は、「北海道湧別高等学校への支援について」であります。

本年度も「北海道湧別高等学校存続対策事業」として、引き続き各種助成事業による支援を行ってまいります。課題解決や探求的な能力を育成することは重要なことであります。

湧別高校で取り組んでおります学力向上推進事業の一つである「湧別チャレンジ」への支援も継続し、生徒がそれぞれの進路実現に向けて学習し、資格取得をかなえていく教育活動を支援してまいります。また、本年度は新たに全国募集事業「地域みらい留学」で遠方から入学する生徒に対し、入学時支度金の支援を行ってまいります。

第9は、「国際理解教育の推進について」であります。

外国語教育については、日々の学校生活において児童生徒が外国語指導助手と接する機会を増やし、生きた英語や異文化を学ぶとともに、英語検定受検を推奨・支援し、英語力の向上及び国際理解教育の充実を図ってまいります。

また、友好都市であるカナダ・ホワイトコート町及びニュージーランド・セルウィン町との交換留学事業を継続して行い、相互交流事業については、本年度はカナダ・ホワイトコート町への派遣を実施し、交流を継続してまいります。

第10は、「学校給食センターの運営について」であります。

学校給食については、施設内の衛生管理を徹底し、地場産や北海道産の食材を優先的に使用した栄養バランスの優れた給食を提供してまいります。

また、食育については、食の大切さや食に関する正しい知識と食習慣を身につけるための栄養教諭による指導を行ってまいります。

給食費については、全国的に小学校段階での無償化が国の負担により実施される見込みでありますので、子育て世帯の経済的負担の軽減を進めるため、対象となる義務教育学校前期課程に併せて後期課程を含めた給食費の無償化を実施してまいります。

施設整備については、空調設備改修工事を実施し、安定した給食の提供に努めてまいります。

第11は、「社会教育の振興について」であります。

「第3次湧別町社会教育中期計画」で定めた基本理念「人、自然、ふるさとから学び、地域と共に生きる」の実現に向けて、全ての町民が心身ともに健やかで充実した生活を送ることができるよう、ライフステージに応じた多様な学習の場の提供と環境整備に取り組んでまいります。

家庭教育につきましては、教育の原点は家庭教育であり、子供の健やかな成長には家庭内の教育力向上が不可欠であります。

このため、本年4月に設置予定の「こども家庭センター」と連携を密にし、家庭教育や子育てに関する情報提供、生涯学習情報誌「湧く湧く」への子育て相談窓口の掲載など、支援体制の充実に努めてまいります。

また、親子の絆を深められるよう親子参加型の「家庭教育研修会」の開催など、家庭教育に関する学習機会の充実に努めてまいります。

青少年教育については、青少年の健全育成は地域全体で子供を育てるという観点に立った取組が大切であります。

少年期については、「湧うゆう湧くわく体験塾」を中核として、「児童宿泊研修会」や「子ども会リーダー研修会」などの体験活動を通して子供たちの学習意欲を高め、郷土への愛着を育む活動を進めてまいります。

青少年指導センターや各子ども会育成会と連携しながら、子供たちの交流機会の確保に努めてまいります。

人材育成については、「子ども会リーダー研修会」や「新篠津村との友好都市交流事業」を通して、中高生リーダーの養成と活用にも努めてまいります。

青年期については、「湧別町青年団体協議会」による各種イベントへの参加協力など地域に根差した活動を展開しております。青年自身が地域社会の一員としての自覚を持ち、地域づくりやまちづくりに積極的に参加することは大切であることから、今後も活動の支援に努めてまいります。

「20歳の集い」については、20歳を迎える代表者を中心に式典後に開催される交流会の企画・運営を行っておりますので、今後も出席者同士の交流が一層深められるよう支援してまいります。

成人教育については、生涯学習への意欲や関心が高まる中、多様なニーズに応じた学習機会や情報を提供し、生きがいや自立性を高める取組を推進する必要があります。

町民有志による実行委員会が開催している「町民大学」については、今年で50回目を迎え記念講座の開催が予定されておりますことから、その活動の輪がさらに広まるよう、支援してまいります。

多様化する町民の学習機会の充実に向けて、令和6年に締結した小樽商科大学や昨年締結した北見工業大学との包括連携協定に基づき、新たな生涯学習講座の開催にも努めてまいります。

また、町民自ら企画実施する学習活動についても、支援してまいります。

高齢者教育については、高齢者が参加できる多様な学習機会の拡充や、その学習成果を生かすことができる環境をつくることが重要であります。

このため、「チューリップ生きがい大学」での学習会や発表会などを通じて高齢者の学習意欲や活動意欲の向上に努めるほか、活動意欲の高いアクティブシニアの多様なニーズに対応するため「シニア短期大学事業」など、多様な学習機会の提供に努めてまいります。

社会教育・社会体育施設については、生涯学習活動の拠点として必要不可欠なものでありますので、本年度におきましても指定管理者と連携を図り、誰もが安全で快適に施設を利用できるよう、適切な維持管理に努めてまいります。

施設整備については、年次計画に基づき文化センターTOMの外壁改修のほか、文化センターさざ波の舞台つり物装置の改修など老朽化した施設の改修を計画的に進めてまいります。

第12は、「スポーツの振興について」であります。

スポーツは、豊かな人格の形成や健康で充実した生活を営む上で、極めて重要な役割を果たしております。

このため、運動指導職員による運動・トレーニング教室に加えて、新たに運動機会の少ない方やスポーツが苦手な方などを対象にヨガ教室や水中アクアビクス教室、さらにモルックなどのニュースポーツを通じて、誰もが気軽に運動に親しむ機会を増やすことで、町民の体力づくり、健康づくりの増進に努めてまいります。

団体の育成については、体育協会やスポーツ少年団の活動への支援を行い、地域に根差したスポーツ活動の推進並びに指導者の育成・確保に努めてまいります。

2年目を迎える「アクティブチャレンジ」については、関係団体と連携しながら、多くの町民に参加していただけるよう本年度も実施してまいります。

地域の活性化及び交流人口の拡大を図るため、今年も「サロマ湖100kmウルトラマラソン」や「上野カップ少年柔道大会」を開催するとともに、町内でスポーツ合宿を行う団体に対して支援するなど、スポーツの普及と振興に努めてまいります。

また、令和5年に包括連携協定を締結したレバンガ北海道のアカデミーコーチによるスポーツ少年団や義務教育学校及び高校のバスケットボール部を対象とした定期巡回指導についても継続してまいります。

第13は、「芸術文化の振興について」であります。

町民の誰もが心豊かで活力ある社会を実現するためには、優れた芸術文化に触れる機会の充実や活動の活性化を推進する必要があります。

優れた芸術文化に触れる機会を提供するため、文化連盟をはじめとする各種団体やサークル活動、「良いもの見よう聞こう会」などの町民有志団体による芸術鑑賞会の提供を支援しながら、町民の芸術文化の奨励と普及に努めてまいります。

また、本年度も幼児・児童・生徒を対象にした芸術鑑賞事業やカルチャー教室を開催するなど、子供たちの豊かな人間性を育む取組も進めてまいります。

第14は、「部活動の地域展開について」であります。

令和6年12月に開催されたスポーツ庁の有識者会議において、「地域移行」から「地域展開」に名称変更され、休日の部活動の地域展開を原則令和13年度までに目指すことが確認されました。そのため、本町においては令和5年10月に町民で組織する「湧別町部活動地域移行検討委員会」を設置し、学校における部活動の地域展開に向けて検討してきたところであります。

部活動の段階的な地域展開を進めるため、関係団体や地域人材との連携の下、令和8年度から指導体制が整った部活動から順次、教員の部活動指導を補完する部活動指導員を配置することで、休日における子供たちの部活動の機会の確保と教員の働き方改革を推進し、地域スポーツの振興を図ってまいります。

第15は、「博物館及び文化財保護活動について」であります。

博物館活動の根幹は、地域固有の財産である資料や遺跡を確実に「守り・残す」であります。ふるさと館J R Y・郷土館については、この資料保存を第一と捉え、適正な管理・環境の維持に努めてまいります。収蔵資料の整理・保存と収蔵機能の充実に向けた具体的な検討を進めてまいります。

また、蓄積された資料や遺跡を活用し、学校教育との連携による博物館学習を継続することで、子供たちが歴史文化に触れる機会を提供してまいります。

文化財保護については、平成30年度より実施してきた北海道指定史跡「シブノツナイ堅穴住居跡」の調査が完了いたしました。今後は、調査検討委員会や文化庁、北海道教育委員会の指導・助言を踏まえ、その保存・活用について努めてまいります。

第16は、「図書館活動の振興について」であります。

図書館は、先人の知恵である図書や記録、最新の情報を収集・整理・保存し、町民が求める情報を的確に提供することであり、町民の「知る権利」を保障する役割を担っております。

そのために幅広い年齢層の多様なニーズに応えるため、図書館資料の計画的な収集と充実に努めてまいります。

またG I G Aスクール構想によりI C T活用が進む中、思考力や感性を育む基盤としての「読書」が再認識されております。図書館では就学前の子供にはブックスタート事業、就学後は学校図書支援、移動図書館車の運行さらには、

ボランティアと協働した読み聞かせ会などを実施し、子供たちが豊かな図書の世界に触れる機会を提供し、その学びと健やかな成長を支援してまいります。

以上、令和８年度の教育委員会の所管行政に関する執行方針を申し上げますた。

教育委員会では、町民が生涯学び続ける環境づくりのため、職員一丸となり教育振興に取り組みますので、町民の皆様、議員及び教育関係者のご理解とご協力を心からお願い申し上げます。

○議長　これで教育行政執行方針は終わりました。

日程第15、議案第８号を議題といたします。

事務局長をして議案の朗読をいたさせます。

局長。

○議会事務局長　議案第８号　湧別町こども家庭センター条例の制定について。

○議長　長　提案者の説明を求めます。

健康こども課長。

（健康こども課長提案理由説明）

○議長　長　これから質疑を行います。

○全員　（な　し）

○議長　長　質疑がありませんので、これから討論を行います。

○全員　（な　し）

○議長　長　討論がございませんので、本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

○全員　（異　議　な　し）

○議長　長　異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり決定いたしました。

日程第16、議案第９号を議題といたします。

事務局長をして議案の朗読をいたさせます。

局長。

○議会事務局長　議案第９号　湧別町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について。

○議長　長　提案者の説明を求めます。

健康こども課児童支援担当課長。

（健康こども課児童支援担当課長提案理由説明）

○議長　長　これから質疑を行います。

９番、小形君。

○９　　番　なかなか頭に入らないのですけれども、大体何となくというのが

あるのですけれども、零歳児から今度誰でも入れるということが、零歳児の6か月を超えた者ということですか、それがあると思うのですけれども、6か月を超えた者が入れると、誰でもということで、それが1か月当たりの利用者の定員を定めるものとするとも書いてあるので、どこに入れるのかとか、定員を超えたりした場合にはどういうふうになるのかと思うのです。町内にいる人がどこにまず取りあえず入れるのか、どこでも入れるのか、それとも認定こども園だけなのか、みのりだとか、そんな感じか、どこに入れるのか。町外だとかなのか。要は施設で定員を定めなければならない。取りあえず、保母さんというのですか、そういうのを確保しなければならぬですから、そんなにめっちゃめっちゃ入れるというわけではないと思うのですけれども、申し込んだ人が全員入れるのか、また定数を定めて余った場合はどうなるのか、どこに入れるのか、取りあえずその3つぐらい教えてください。

○議 長 健康こども課児童支援担当課長。

○健康こども課児童支援担当課長 小形議員のゼロ歳児、6か月児から3歳未満児の利用についてのご質問だと思います。まず、利用可能な施設でございますけれども、現在公立施設として湧別認定こども園、こちらは定員を1日1人ということで定めてやっております。利用可能な1人当たりの月の時間でございますけれども、1人一月10時間ということで定めてございます。芭露保育所につきましては余裕活用型ということで条例で定めておりまして、そちらについては定員に空きがある場合ということに限りまして、芭露保育所においても通常の保育の利用者を入れてなお定員に余裕があるときは利用することができるということになっております。認定こども園みのりにつきましては、令和7年度当初予算におきましては事業を実施していただくよう補助金等の予算措置をしていたわけなのですけれども、保育士等の配置がちょっと困難だということで7年度については事業を実施しておりません。令和8年度につきましては、先般確認しに行ったところ、事業実施していただけるということで確認はしております。これから認可手続であるとか確認手続は進める予定でございます。

それで、全員が利用できるのかということなのですけれども、施設に1日1人の受入れですので、通常営業日、土曜日も含めれば大体一月25日あるので、それに1日1人、保育所、認定こども園に入っていない児童さんが使うということであれば利用可能ということで町としては認識しております。利用できるのは、今申し上げた3施設が利用できるという見込みになってございます。あと、申し込んだ人が全員ということは、例えば利用定員1人で同じ日に2人来たということであれば、先に認めてしまった人にまず優先的にお使いいただいて、次の方は別日に申し込んでいただくというような調整をしながら運用して

いく制度になろうかなと思いますので、ご理解のほどをよろしくお願いいたします。

○議 長 9 番、小形君。

○9 番 そうなれば1施設1人ということですね、1日。それで10時間を利用してもらうというか、預け入れることができますよということで、ということは1か月に交代でいけば3名ぐらい入れるということですか、1つの施設に、そういう計算ですね、大体。そういうことでいいのでしょうか。

それと、これは湧別だけのことなののでしょうか、それともほかの地域でもこれ制度としてやっているのかどうかも含めて、一般的な子供を施設に預けるときに湧別では特に0.5歳児以上だとかなら他町村に行っても支援をしているような状況にあると思うのですけれども、この制度は町内での制度だけということで理解してよろしいのでしょうか。保育所に入っていない、そういうところに入っていない人が一時預けれるような制度と考えてよろしいものなののでしょうか。

○議 長 健康こども課児童支援担当課長。

○健康こども課児童支援担当課長 定員枠と利用の調整に関してのご質問であると思います。まず、小形議員おっしゃるとおり、1日1施設の定員で、1人使えるのは1日10時間。本年度湧別認定こども園で先行して実施はしておったのですけれども、毎日使うという児童さんはやっぱりそんなになくて、一時預かりも並行して事業自体はやりますので、一時預かり的な使い方をされるという児童の方が多かったということで、思ったよりはびちびちは入らない可能性もありますけれども、これで事業を立ち上げて様子を見ながら調整していくことになろうかなと思いますので、ご理解いただければと思います。

あと、令和8年度からは、この制度自体は国で定める全国的な施設型の給付ということで、全国でこの事業を行う形になりますので、小形議員おっしゃっていた他町の施設を使えるのかというご質問だったのかはちょっと聞き取れなかったのですけれども、他町の施設を使うときは湧別町が他町の施設に対して、使っていただいたらその施設に利用料的な給付を払わないといけないので、そこは町村同士の団体同士の調整をして、その施設に使っていいですかという事前の調整があった上であればその施設の定員の範囲内ではできることはできるのですけれども、事前の調整が必要だということでご理解いただければと思います。

○議 長 9 番、小形君。

○9 番 この制度を使うのには取りあえず窓口は湧別町さんのこのセンターを使うということで、そこに申し込んでからいろんな都合によって可能なことがあるということですか。これで終わりますけれども、そういうことでよろ

しいのでしょうか。

○議 長 健康こども課児童支援担当課長。

○健康こども課児童支援担当課長 この制度の給付の受け方というご質問だと思います。まずは、利用を希望している当該子供の保護者さんが湧別町に支給の認定を受けられる児童ですよという、それで支給を受けたいですという申請をしていただいて、町がそれを確認して、あなたは給付を受けられますよということで認定書を交付します。その認定書を受けて、あと利用を希望する施設のほうにこの給付を受けられるので、こども誰でも通園制度、乳児等支援給付を受けさせてくださいという形で運用する制度になってございます。基本的には湧別町が認定して、あと施設に利用していただいた後にその利用に関して給付費をお支払いするという制度になります。あと、施設のほうにご相談いただいても、今の条例案においては保護者さんへの申請の指導だとか助言をしてくださいという規定も設けてございますので、施設を通じて相談をしていただくということも制度的には考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○議 長 ほかに質疑ありませんか。

○全 員 (な し)

○議 長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

○全 員 (な し)

○議 長 討論がございませんので、本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

○全 員 (異 議 な し)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり決定いたしました。

日程第17、議案第10号を議題といたします。

事務局長をして議案の朗読をいたさせます。

局長。

○議会事務局長 議案第10号 湧別町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

○議 長 提案者の説明を求めます。

総務課長。

(総務課長提案理由説明)

○議 長 これから質疑を行います。

7番、関野君。

○7 番 今るる説明ありましたけれども、4号俸アップと言っていました

よね。できたら4号俸アップの給料表をつけてもらえたらさらによかったかなと私は思っております。ここにありませんので。

それと、誰が人事評価するのですか。

それと、私も以前総務課長やっているときに団体に勤務評価ありましたけれども、結局は評価するのでも有給休暇の取得ぐらいしかないのですよね、特別悪いことしない限りは。ですから、みんな上がるのですけれども、実際湧別役場では今度はその辺厳しくやるということなのですか。

以上です。お答えください。

○議長 長 総務課長。

○総務課長 関野議員のご質問にお答えしたいと思います。

給料表につきましては、今回添付してございませんでした。失礼いたしました。次回からこのような案件のときには添付をさせていただきたいと思いますが、通常4号俸上がりまして、その上がり幅というのはその級によって変わっておりますので、4号俸上がるので、例えば昇給が何千円上がるかというのは今ちょっと申し上げにくい。それぞれの級によっての誤差があるということでご理解をいただきたいと思います。

続きまして、人事評価、誰がするのだということですが、最終的には全て町長が最終決定をすることになります。ただ、いきなり町長が決定するわけではなくて、主幹職以下、係、主任、主査、主幹につきましては第1次評価としてまず課長職が第1次評価を行います。その後副町長、教育長が2次評価者としてさらに精査をしていくと、最終的に町長が最終決定をするという流れです。一方、課長職につきましては、まず第1次評価者が副町長もしくは教育長が第1次評価をしまして、最終的に町長が決定するという内容になっております。

最後、人事評価厳しくするのかということですが、当然人事評価制度自体は国の指導によりまして平成28年度から人事評価制度自体はやっております。ただ、先ほど説明しましたとおり、それはあくまでも目標管理制度の一環として組織の業務を効率的にするために導入してきたものです。具体的に給与、処遇の反映まではしてこなかったということです。人事評価を給与反映させることによって、職員の処遇を加味することで職員のモチベーションのアップ、さらには課、組織全体の業務成績の向上を意図しているものでありますので、関野議員ご質問になられたとおり、人事評価の結果を昇給に反映させていくということで、厳しくといいますか、きちっと精査をして制度どおり取り組んでいくということでご理解をいただきたいと思います。

○議長 長 関野議員。

○7番 人事評価の項目は何項目ぐらいあるのですか、お知らせください。

○議長 長 総務課長。

○総務課長 関野議員のご質問にお答えします。

人事評価は、大きくまず2つございます。まず、業績評価と能力評価という2つの区分がございます。業績評価というのは、当然文字のとおりその職員がどれぐらいの業績を残したかということでございまして、それにつきましてはまず年度当初に課長が課全体の課の目標を設定いたします。それで、その中でそれぞれの職員が自分のまず自己目標を設定します。自己目標に基づいて担当課長と面談をしながら、それが正しい目標かどうかというすり合わせ、精査をいたします。例えば年配の職員がハードルの低い目標を設定されたら、それは容易に達成できてしまいますし、逆を言いますと逆は若い職員が無理して高いハードルの目標を設定してしまうとその目標、業績を達成することがなかなか難しいです。ですので、まずはその目標というものを期首、最初の年度当初に課長職と職員が面談をしてきちっと精査、すり合わせをしていくと、その目標が年度末で達成できたかどうかというのを点数をつけていくと。具体的には、5、4、3、2、1という5段階で評価をつけていくという形になります。

一方、もう一個、能力評価という部分は、当然公務員の業績というのは業績だけで評価できるものではなくて、その途中の経過ですとか、職員同士のコミュニケーションの向上だったりですとか、あとは提案力だったりですとか、求められるスキルというものが多種必要なものがあります。それらの能力を発揮したかどうかという観点から、能力評価についてはおおむね12項目の観点、例えばリーダーシップ、責任感、チャレンジ精神、住民思考があったかどうかとか、そういったものからこれらにつきましてもまず5段階で評価をしていくという形になります。それらが全て点数化されていって、最終的には100点を基準として、高い職員は120点ですとか、低い職員は80点ですとか、そういった点数制度になっていくという制度が今でございます。

以上でございます。

○議長 7番、関野君。

○7番 人事評価、来年になったら分かるのかな、そのときに湧別町役場の職員の総体のそういうものが分かれば議会に報告してほしいと思うのですけれども、いかがですかね。例えば人事評価で、個人とは言いませんよ、総体で分かる範囲で差し支えなければ議会に報告してもらえればと思いますけれども、いかがですかね。そういう考えは全くないですか、それは自分たちだけで収めて終わりですか。

○議長 総務課長。

○総務課長 関野議員の3点目の質問にお答えさせていただきます。

今考えているスケジュールとしましては令和8年4月1日ですので、来年度、令和8年度4月1日から1年度ですので、令和9年3月31日までを評価期間と

して、それを昇給に反映させる。ですので、昇給に反映させるのは再来年度という形になりますので、その段階でないとまとまらないということがありますし、また人事評価につきましては当然関野議員もご承知のとおり、個人情報、かなりセンシティブな内容の部分でもございますので、よくよく慎重に検討させていただきたいと思います。

○議長 ほかには質疑ありませんか。

○全員 (なし)

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

○全員 (なし)

○議長 討論がございませんので、本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

○全員 (異議なし)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり決定いたしました。

日程第18、議案第11号を議題といたします。

事務局長をして議案の朗読をいたさせます。

局長。

○議会事務局長 議案第11号 湧別町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

○議長 提案者の説明を求めます。

総務課長。

(総務課長提案理由説明)

○議長 これから質疑を行います。

6番、檜山君。

○6番 ちょっと分かりませんが、教えていただきたいのですが、フルタイム会計年度職員についてはいいと思っているのですが、部活動指導員、これの身分というのは地方公務員ということになるのでしょうか。部活動指導員とは民間の人がなるのかななんて思ったりするのですが、その辺の身分的なことはどのような形になるのかなと思っているのですが、お聞きをいたします。

○議長 総務課長。

○総務課長 檜山議員のご質問にお答えさせていただきます。

先ほどご説明させていただきましたとおり、部活動指導員につきましては会計年度任用職員の給与条例の中に入れさせていただいているものでございますので、フルタイム会計年度任用職員は公務員という扱いになるものでございますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長 ほかに質疑ありませんか。

○全員 (なし)

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

○全員 (なし)

○議長 討論がございませんので、本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

○全員 (異議なし)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり決定いたしました。

日程第19、議案第12号を議題といたします。

事務局長をして議案の朗読をいたさせます。

局長。

○議会事務局長 議案第12号 湧別町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について。

○議長 提案者の説明を求めます。

建設課長。

(建設課長提案理由説明)

○議長 これから質疑を行います。

○全員 (なし)

○議長 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

○全員 (なし)

○議長 討論がございませんので、本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

○全員 (異議なし)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり決定いたしました。

日程第20、議案第13号を議題といたします。

事務局長をして議案の朗読をいたさせます。

局長。

○議会事務局長 議案第13号 湧別町上湧別リバーサイドゴルフ場条例の一部を改正する条例の制定について。

○議長 提案者の説明を求めます。

商工観光課長。

(商工観光課長提案理由説明)

○議 長 これから質疑を行います。

7 番、関野君。

○7 番 上湧別リバーサイドゴルフ場、これ合併したときから気持ちの上では何で町営で持たなければならぬという気持ちずっと私最初から持っておりましてけれども、これ見ますと困難となりつつある。まだ困難にはなっていないのだ、あれあるのですから。何で値段上げなければならぬのですか。まだ困難になっていないのですよ、なりつつあるでしょう、違いますか。

○議 長 商工観光課長。

○商工観光課長 関野議員のご質問にお答えしたいと思います。

提案理由の中、経営が困難になりつつあるという表現で私ご説明をさせていただきました。実際このゴルフ場につきましては、低料金を売りに多くの利用者の方にプレーをしていただいているところでありまして、この開設当時、河川敷を使用するということで国のほうから、パブリック性、気軽に皆さんが利用できるゴルフ場という条件をつけ、お借りしているといったところもありまして、従来低料金でゴルフ場を運営してまいりました。しかしながら、令和3年から物価高騰が続いている中、指定管理者も独自の経営努力で頑張ってまいりましたが、ここ一、二年の物価高騰、燃油価格の高騰、資材、肥料と燃料の高騰が続いている中、経営が大変困難であるということで、私は表現でなりつつあるということでお話しさせていただきましたが、経営については大変困難を極めているということで今回料金改定の提案をさせていただいておりますので、ご理解をいただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議 長 7 番、関野君。

○7 番 あそこにあるクラブハウスは、あれは沢口産業、指定管理者が造ったものか、それとも町が造ったものか。それと、仮に湧別川堤防に水害があった場合、流木が入った場合は、それは誰の経費で誰が処理するのか教えてください。

○議 長 関野議員、今回の提案したものちょっと違うのですけれども、説明だけできる。

○商工観光課長 関野議員のご質問にお答えをいたします。

まず、クラブハウスを建てたのはというところではありますが、これは町がクラブハウスを設置してございます。

それから、あと2点目の河川等、災害等あった部分につきましては、こちら河川敷地にもなりますので、開発、国と協議をした上でその実施につきましては協議をし、修繕を行うということで実施してまいりたいと思いますので、ご理解いただきたいと思います。

○議 長 4 番、竹林君。

○ 4 番 すみません、関連にはなるのですけれども、昨今の情勢によって値上げは仕方がないことかとは思いますが、例えば最近あります二重価格の設定みたいな形で町民は少しお安く、他町村からの方はある程度の金額ということで、この条例が通った後でも、恐らくこの条例って上限額を決めるということだと思うので、そういった二重価格の検討とかもこの条例が通った後もできるのでしょうか、教えてください。

○議 長 商工観光課長。

○商工観光課長 竹林議員のご質問にお答えしたいと思います。

料金設定の関係、二重設定ができないのか、料金設定ができないのかというところでありますけれども、この部分につきましては指定管理者とも内容については検討しなければならない案件でございます。ゴルフ場につきましては、指定管理料を支払わず、自主採算性という形で運営していただいている部分もございます。その部分につきましては、竹林議員のご意見を受けた中で指定管理ともちょっと協議をさせていただきながら確認進めていきたいと思っておりますので、ご理解をいただければと思います。

○議 長 4 番、竹林君。

○ 4 番 ご答弁ありがとうございます。ということは、今一旦この条例は通して、その後また協議をなさって二重価格とか、そういった設定をご協議くださるという意味でよろしいでしょうか。

○議 長 副町長。

○副町長 竹林議員のご質問にお答えします。

今提案させていただいているのは条例の改正でございますので、この条例を改正した形で運営をしていきたいという考えには変わりはありません。ただ、ご意見としてご質問の中で二重価格の検討はどうかというような捉え方をさせていただいたので、ただそれがすぐ検討して次の段階でということは今すぐ考えてはございませんので、町内、町外の利用者の数もいろいろとございまして、うちの町では比較的、想像の域を出ていませんが、ビッグデータとかは持っていませんが、過去の経過からいうと町外の方が多いということで、もしそれを二重価格で設定した場合、うちの上湧別リバーサイドゴルフ場については利用が相当減るのではないかとということも懸念されることですから、指定管理者とよくよく相談して今後検討していくということでご理解のほうを賜りたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議 長 ほかに質疑ありませんか。

○全 員 (な し)

○議 長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

○全 員 (な し)

○議 長 討論がございませんので、本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

○全 員 (異 議 な し)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり決定いたしました。

お諮りします。

本日の会議は、これで延会としたいと思います。残りの案件については、明日午前10時から再開し、審議したいと思います。これにご異議ありませんか。

○全 員 (異 議 な し)

○議 長 異議なしと認めます。

本日はこれで延会することに決定いたしました。

本日は、これで延会いたします。

ご苦労さまでした。

延 会 宣 告 (1 6 : 5 2)

この会議録は書記をして記録されたものであり、この内容が真実であることを証するため、ここに署名する。

湧別町議会 議長

脇坂 敏夫

湧別町議会 議員

小崎 香利

湧別町議会 議員

下田 英人